



International Baccalaureate®
Baccalauréat International
Bachillerato Internacional

學問的誠實性



International Baccalaureate®
Baccalauréat International
Bachillerato Internacional

學問的誠實性

学問的誠実性

2021年2月発行の英語原本『Academic integrity』の日本語版

2021年2月発行

本資料の翻訳・刊行にあたり、文部科学省より多大なご支援をいただいたことに感謝いたします。

発行者 非営利教育財団 国際バカロレア機構 (International Baccalaureate Organization) 15 Route des Morillons, 1218 Le Grand-Saconnex, Geneva, Switzerland

International Baccalaureate Organization (UK) Ltd
Peterson House, Malthouse Avenue, Cardiff Gate
Cardiff, Wales CF23 8GL
United Kingdom
ウェブサイト: ibo.org

© International Baccalaureate Organization 2020

国際バカロレア機構 (以下、「IB」という。) は、より良い、より平和な世界の実現を目指して、チャレンジに満ちた4つの質の高い教育プログラムを世界中の学校に提供しています。本資料は、そうしたプログラムを支援することを目的に作成されました。

IBは、資料の中で利用する多様な情報源について、情報の正確さと信憑性を確認します。ウィキペディアのようなコミュニティーベースの知識源を使用する際には、特に留意します。IBは知的財産の原則を尊重し、利用する著作物すべてについて刊行前に著作権者を特定し、許諾を得るよう常に努力します。IBは、本資料で利用した著作物に対して許諾をいただいたことに感謝するとともに、誤記および遺漏がありました場合には、可能な限り早急に訂正いたします。

本資料に関するすべての権利はIBに帰属します。事前にIBから書面での承諾を得るか、「[Rules for use of IB Intellectual Property](#) (IBの知的財産に関する規則)」において明確に許可されている場合を除いて、形式と手段を問わず、本書のいかなる部分の複製、検索システムへの保存、および送信を禁じます。

IBの商品と刊行物は、[IB Storeストア](#)でお求めください (email: sales@ibo.org)。有償が無償に関わらず、第三者 (チューターや教員養成の提供者、教育関連の出版社、カリキュラムマップの提供者や運営者、教師用資料のデジタルプラットフォームなど) がIBのエコシステムの中でIB資料を商用利用するためには、書面によるIBからのライセンス発行が必要です。ライセンスの申請はcopyright@ibo.orgまでご連絡ください。より詳細な情報はIBの[ウェブサイト](#)を参照してください。

International Baccalaureate, Baccalauréat International, Bachillerato Internacional

およびIBのロゴは国際バカロレア機構の登録商標です。

IBの使命

国際バカロレア（IB）は、多様な文化の理解と尊重の精神を通じて、より良い、より平和な世界を築くことに貢献する、探究心、知識、思いやりに富んだ若者の育成を目的としています。

この目的のため、IBは、学校や政府、国際機関と協力しながら、チャレンジに満ちた国際教育プログラムと厳格な評価の仕組みの開発に取り組んでいます。

IBのプログラムは、世界各地で学ぶ児童生徒に、人がもつ違いを違いとして理解し、自分と異なる考えの人々にもそれぞれの正しさがあり得ると認めることのできる人として、積極的に、そして共感する心をもって生涯にわたって学び続けるよう働きかけています。



IBの学習者像

すべてのIBプログラムは、国際的な視野を持つ人間の育成を目指しています。人類に共通する人間らしさと地球を共に守る責任を認識し、より良い、より平和な世界を築くことに貢献する人間を育てます。

IBの学習者として、私たちは次の目標に向かって努力します。

探究する人

私たちは、好奇心を育み、探究し研究するスキル身に付けます。ひとりで学んだり、他の人々と共に学んだりします。熱意をもって学び、学ぶ喜びを生涯を通じて持ち続けます。

知識のある人

私たちは、概念的な理解を深めて活用し、幅広い分野の知識を探究します。地域社会やグローバル社会における重要な課題や考えにに取り組めます。

考える人

私たちは、複雑な問題を分析し、責任ある行動をとるために、批判的かつ創造的に考えるスキルを活用します。率先して理性的で倫理的な判断を下します。

コミュニケーションができる人

私たちは、複数の言語や様々な方法を用いて、自信をもって創造的に自分自身を表現します。他の人々や他の集団のものの見方に注意深く耳を傾け、効果的に協力し合います。

信念を持つ人

私たちは、誠実かつ正直に、公平な考えと強い正義感をもって行動します。そして、あらゆる人々が持つ尊厳と権利を尊重して行動します。私たちは、自分自身の行動とその結果に責任をもちます。

心を開く人

私たちは、自己の文化と個人的な経歴の真価を正しく受け止めると同時に、他の人々の価値観や伝統の真価もまた正しく受け止めます。多岐な視点を求め、価値を見出し、その経験を糧に成長しようと努力します。

思いやりのある人

私たちは、思いやりと共感、そして尊重の精神を示します。人の役に立ち、他の人々の生活や私たちを取り巻く世界をよくするために行動します。

挑戦する人

私たちは、不確実な事態に対し、熟慮と決断力をもって向き合います。ひとりで、または協力して新しい考え方や方法を探究します。挑戦と変化に機知に富んだ方法で快活に取り組めます。

バランスのとれた人

私たちは、自分自身や他の人々の幸福にとって、私たちが生を構成する知性、身体、心のバランスをとることが大切だと理解しています。また、私たちが他の人々や、私たちが住むこの世界と相互に依存していることを認識しています。

振り返りができる人

私たちは、世界について、そして自分の考えおよび経験について、深く考察します。自分自身の学びと成長を促すため、自分の長所と短所を理解するよう努めます。

この「IBの学習者像」は、IBワールドスクールが価値を置く人間性を10の人物像として表しています。こうした人物像は、個人や集団が地域や社会や国、そしてグローバルなコミュニティの責任ある一員となることに資すると私たちは信じています。

目次

はじめに	1
本方針の目的	1
本方針の適用範囲	2
学問的誠実性への信念をもったアプローチ	3
学問的誠実性とは何か	3
なぜ学問的誠実性が必要なのか	5
学校コミュニティの期待事項と責任	8
学校のリーダーシップチーム	8
プログラムコーディネーター	13
教職員	15
生徒	18
保護者および法定後見人	20
学校による不正または過失、生徒の学問的不正行為の調査	22
概要	22
学校による不正または過失	24
生徒の学問的不正行為	28
付録	33
付録 1：学校による不正または過失	33
付録 2：生徒の学問的不正行為	38
付録 3：剽窃	56
付録 4：調査用の陳述書テンプレート	59

本方針の目的

本方針は、信頼性が高く、公正で、広く認められる成績を正当な評価を通じて生徒に授与するという IB の教育的目標の一環として、IB の学問的誠実性の原則についての共通理解を達成するために作成されました。一部の生徒が他の生徒に対して不当な優位性をもつ場合、公正な結果を得ることはできません。

学問的誠実性は、IB コミュニティー全体が担う責任です。本資料では、学問的誠実性に対する IB の取り組みを明らかにすることにより、IB コミュニティーを構成するそれぞれの利害関係者（stakeholder）に求められる期待事項と責任を説明しています。本方針はまた、生徒、保護者、学校、そしてその他の利害関係者が IB のスコアの価値と信頼性に疑問を抱くことがないように、生徒の学問的不正行為や学校による不正または過失に IB がどのように対応するかについても言及しています。

本資料では以下が説明されています。

- ・ IB が遵守し、すべての利害関係者にもその実践が期待される学問的誠実性の原則
- ・ IB の学問的誠実性の原則を遵守するために、それぞれの利害関係者に求められる期待事項と責任
- ・ 学問的誠実性、生徒の学問的不正行為、学校による不正または過失に関して、IB で使われる用語
- ・ 生徒の学問的不正行為や学校による不正または過失に対して IB がとる措置
- ・ 学問的誠実性という文化の中で指導と学習を实践するうえでの優れた取り組み
- ・ 学問的誠実性に対する独自のアプローチや文化の中で学校が実践すべき優れた取り組み
- ・ 学問的誠実性についての学校レベルでの対話を可能にする、用語の広義的な意味

本方針の適用範囲

本方針の適用対象者は以下の通りです。適用対象者は、必ず本方針を読まなければなりません。

- ・ IB ワールドスクールのリーダーシップチーム、学校管理職、および学問的誠実性の方針の作成と実施を担当するより広範なコミュニティ
- ・ IB に提出する評価用成果物の指導と準備を担当する IB ワールドスクールの教職員全員
- ・ IB 試験の実施を担当する IB ワールドスクールの教職員全員
- ・ 評価を受け、IB に成果物を提出する生徒全員
- ・ 評価を受ける IB の生徒の保護者および法定後見人

学問的誠実性とは何か

学問的誠実性とは、教育において指針となる原則であるとともに、「他者からの信頼を勝ち取るために責任ある行動をとる」という、私たちの選択でもあります。また、正当かつ真正、さらに誠実な学術的成果物を作成するうえでの、倫理的な意思決定および行動の基礎となります。

学問的誠実性とは、単なる定義や優れた学校方針という枠をこえて、初等学校から大学まで、あらゆる教育機関の「倫理的文化」の一部となるべきものです。またこれは、生徒がこの原則を厳守しながら、進学または就職という未来へと歩んでいけるよう、学校コミュニティ全体で受け入れ育んでいくべき義務でもあります。

学問的誠実性の文化と、それに対する前向きな姿勢を一人ひとりの中に育むためには、すべての IB プログラムにおいて、意味と学習を真に構築するうえで学問的誠実性をもつ根本的な側面を理解しながら、方針と優れた学問的実践を組み合わせた学内ストラテジーをつくりあげることが求められます。

学問的誠実性の指針となる原則は、初等教育プログラム（PYP：Primary Years Programme）という初期段階で下地づくりを行い、中等教育プログラム（MYP：Middle Years Programme）で強化され、ディプロマプログラム（DP：Diploma Programme）およびキャリア関連プログラム（CP：Career-related Programme）で盤石となる、多くの比較的シンプルな教育概念の積み重ねと見なすことができます。期待事項は、IB のすべての生徒が以下の点を理解できるよう、年齢に合わせたレベルで明確に伝達し、モデル化する必要があります。

- ・ 個人およびグループとして、正当かつ真正な成果物を作成する責任
- ・ 他者の成果物やアイデアの出典を明らかにし、資料を正しく引用する方法
- ・ 情報テクノロジーとソーシャルメディアの責任ある利用
- ・ 試験中に倫理的かつ誠意ある行動実践を遵守する方法

学習において IB の生徒をサポートする教育者は、「学習のアプローチ」（ATL：approaches to learning）の発展において自身が果たす中心的な役割を理解し、指導、学習、評価の実践において常に学問的誠実性の原則を強調しなければなりません。詳細については、IB 資料（英語版）『Academic honesty in the IB educational context（IB 教育の文脈における学問的誠実性）』を参照してください。

重要な用語

本資料で使われている重要な用語には以下が含まれます。

学問的誠実性（academic integrity）

学問的誠実性とは、教育において指針となる原則であるとともに、「他者からの信頼を勝ち取るために責任ある行動をとる」という、私たちの選択でもあります。また、正当かつ

真正、さらに誠実な学術的成果物を作成するうえでの、倫理的な意思決定および行動の基礎となります。

学校による不正または過失 (school maladministration)

IB では、**学校による不正または過失**を、IB ワールドスクール、または IB ワールドスクールの関係者による、IB の規則に違反する行為、および IB 試験および評価の正当性を脅かすおそれのある行為と定義しています。これは、評価要素への取り組み前、取り組み中、取り組み後、または試験の実施前、実施中、実施後に起こる可能性があります。

生徒の学問的不正行為 (student academic misconduct)

IB では、**生徒の学問的不正行為**を、少なくとも 1 つの評価要素においてその生徒、またはその他の者に不当な優位性を与える可能性のある、故意の、または過失による行為と定義しています。

他の生徒の不利益となる行動もまた、学問的不正行為と見なされます。さらに、評価や試験（紙面上またはスクリーン上）の実施前、実施中、実施後に発生した、IB 試験および評価の正当性を脅かすおそれのあるあらゆる行為も、生徒の学問的不正行為に含まれます。

前例のないケース、または特殊なケース (unprecedented or extraordinary incidents)

IB の通常の手順や過去の事例にあてはまらない、生徒の学問的不正行為、もしくは学校による不正または過失を指します。

「蓋然性の均衡」アプローチ (balance of probabilities approach)

「蓋然性の均衡」とは、適切な専門知識を有する意思決定者が、ある出来事や説明について、起こらなかった可能性よりも起こった可能性のほうが高いと判断することを意味します。このアプローチは、生徒の学問的不正行為や学校による不正または過失について合理的な疑い以上の確固たるエビデンスが存在しない時に、かかる疑義に対する罰則を決定する際に使われます。

利益相反 (conflict of interest)

利益相反とは、ある人物が 1 つの役割において行う判断や行動が、その人物が有する他の役割や関係によって阻害または影響されている状況、もしくはその可能性がある状況を指します。利益相反は、その人物が自分の地位を不当に利用したり、実際の金銭的ないし他の利益を享受したりしている状況のみに限られるものではありません。利益相反の可能性のある場合や、判断が阻害された、もしくは過度に影響を受けたと見なされる場合も利益相反に含まれます。

なぜ学問的誠実性が必要なのか

学習への取り組みにおいて、学問的誠実性が、責任感と思いやりのある未来の地球市民としての成長の根本にあるということを生徒が理解するためには、周囲のサポートが必要です。学習者をサポートすることにより、自分を大切にし、他者に敬意を示す文化を育み、発達させることができます。

学問的誠実性をこれほど重視する背景には、以下のような教育的理由があります。

公正性の維持：IBにおける評価は、すべての生徒が平等な機会を与えられて初めて公正な評価となります。また、正当な評価とは、生徒の到達度を正確に反映したものでなくてはなりません。生徒の学問的不正行為や学校による不正または過失など、この公正性を脅かすあらゆる行為が、規則を遵守する生徒に不利益を生み出すことになります。詳細については、IB資料（英語版）『[Assessment principles and practices—Quality assessments in a digital age](#)（評価の原則と実践 — デジタル時代における質の高い評価）』を参照してください。

信用および信頼性の維持：学問資格に対する信頼は、極めて重要です。生徒または学校が学問的誠実性の原則に違反した場合、評価プロセスの正当性に責任を負う資格認定団体であるIBとの信頼関係が破綻することになります。

他者への敬意を育む：知識が構築される仕組みを理解した生徒は、他者のアイデア、言葉、作品の引用は認められた行為だと認識するようになります。ただし、しかるべき学問的実践に従って、情報の出典を適切に明示することが求められます。詳細については、IB資料『[Academic honesty in the IB educational context](#)』を参照してください。

学問的誠実性という文化の創成と維持

期待事項

教育制度は、それを享受した者が、卒業後の人生を歩んでいく中で必要なスキルを学び、発展させることができ初めて効果的であると見なされます。大学機関や雇用主のニーズを満たすためには、その学習に対して評価が行われなければなりません。

評価は、生徒個人の到達度を嘘偽りなく反映し、公平かつ同質の条件において正当な方法で実施された場合にのみ、組織から信頼され、認識されます。これには「公平な評価の場」が必要であり、各教育機関はそこで、学問的誠実性という不変の原則を生みだし、育てていきます。

評価プロセスが不誠実な行為によって歪められてしまった場合、学習プロセス全体の正当性が脅かされます。したがって学校は、学問的誠実性を促進し、コミュニティを構成する全員がその原則を支持するよう、最大限の努力を尽くす必要があります。

生徒の学問的不正行為や学校による不正または過失が故意であれ過失であれ、これらの行為が生み出す損害は指導と学習のプロセスにとって真の障壁となり、その結果生徒は、自分が目指す成果を達成することができなくなります。さらに、学校コミュニティのメンバーや、授与された成績や資格を判断材料として用いる進学先や就職先の間に不信感や不満が広がり、学校が学問的誠実性を促進、遵守していないのではないかという疑念が生まれることにもなりかねません。これにより、学校の評判が傷つくとともに、すでに生徒に授与された成績や資格の正当性にも影響が及ぶことが考えられます。

学問的誠実性に対する責任

学問的誠実性の維持は、IB および IB ワールドスクールの間で共有される責任です。すなわち、IB は、「学校は適切な注意義務を全うするはずである」と学校を信頼し、学校は、「IB はすべての生徒の利益を守るため、その責任に真摯に向き合うはずである」と、IB を信頼しなければなりません。IB の教育に関わるすべての利害関係者は、学問的誠実性を遵守、促進、維持し、公正かつ真正な評価プロセスを確実なものにするために、期待事項や要件を必ず満たさなければなりません。

IB が授与する成績は広く認知されており、生徒はこの成績を使って進学や就職を目指します。IB と IB ワールドスクールは、このような IB の成績の信頼性をともに維持していくパートナーであるといえます。IB の成績は、他の教育機関や雇用主の信頼に足るものがある必要があります。したがって IB は、成績や資格の正当性を維持しながら、その評判を守るために日々尽力しています。

生徒の学問的不正行為や学校による不正または過失は、生徒の到達度を正しく反映しないばかりか、誠実に評価プロセスに取り組んでいる生徒や学校に不利益をもたらします。というのも、これらの行為は、教育機関や雇用主が IB の成績に対して抱く信用および信頼性を完全に傷つけることになるからです。

IB の責任

学問的誠実性に対する組織全体のスタンスとして、IB は、以下を確実に実現するための取り組みを行っています。

- ・ IB 教育で求められる期待事項を理解し、IB プログラムを最高水準で実施することが可能な学校だけが IB ワールドスクールとして認定される。
- ・ IB ワールドスクールは、生徒が誠実性をもって、確立された規準に従って完成させた成果物を評価のために提出する。
- ・ 規則を遵守するすべての生徒に公正かつ有意義な評価の機会を提供する一方、一部の生徒や学校が不当な優位性をもつことがないよう、カリキュラムの見直しにおいて、学問的誠実性を考慮に入れて評価ツールの再設計に取り組む。
- ・ 科目ごとのガイドラインは、教師と生徒が誠実性をもってさまざまな評価要素に取り組むことができるよう、両者に期待される事項を明確に記載している。

- ・ 教師、学校管理職、プログラムコーディネーター向けのすべての教職員研修で、学問的誠実性のトピックを包括的に扱い、期待事項を全員が明確に理解できるようにする。
- ・ 試験問題の作成、編集、印刷、配布は、試験問題の流出等の可能性を最小限にするため、広く認められている国際基準に従って実施する。
- ・ 生徒やその他の利害関係者が上記資料にアクセスするリスクを最小限に抑えるため、IB ワールドスクールは IB が規定する安全な保管のための方針を厳守する。
- ・ 適切な研修を受けた経験豊かな IB 教育者が、IB の試験を実施している学校に対する事前予告なしの検査を行い、規則等が遵守されているかを確認する。
- ・ 生徒の成果物に対して質保証のための厳格なチェックを実施し、剽窃や生徒による共謀のエビデンスがないことを確認する。
- ・ 生徒の学問的不正行為や IB ワールドスクールによる不正または過失が疑われるケースを検出し、公正で徹底的、かつ透明性の高い調査手順に従って対処する。

学校のリーダーシップチーム

期待事項

学問的誠実性は、指導と学習に取り入れられ、学校コミュニティが一丸となって目指すものなければなりません。学問的誠実性が理解され、遵守される環境を維持することは、学校のリーダーシップチームが果たすべき重要な責任の1つです。リーダーシップチームは、尊重と信頼を大切にするようコミュニティの全員に働きかけ、この原則の遵守に対して全員が同等の責任を負うようにしなければなりません。

学問的誠実性の意味について共通理解を構築することは、学校のリーダーシップチームが取り組むべき最重要課題のひとつです。新たにチームに加わった教職員、そして生徒全員が、まずは同じ理解をもち、誠実性を伴った学習がコミュニティ全体にもたらすメリットについて、情報に基づいた対話を行う必要があります。

学問的誠実性の文化を創成し、維持するためには、その際に鍵となる以下の要素を考慮して学内ストラテジーを策定することが求められます。

- ・ 学問的誠実性に関する方針
- ・ IBプログラムを指導する教師
- ・ 学問的誠実性の専門チームまたは担当者
- ・ 生徒およびその保護者や法定後見人を含む、より広範なコミュニティ

学校の体制に方針を組み込む

効果的な学問的誠実性の方針とは、規則と罰則を羅列したもの、またはIBワールドスクールとしての期待事項を満たすための事務的な要件というだけでなく、倫理的な文化の維持を約束する、学校全体の取り組みであるべきです。学校コミュニティは、学問的誠実性をそのストラテジーの要として取り入れ、それが生徒の学習と進路にもたらす価値をよく理解しなければなりません。

学問的誠実性を個別の問題として扱うことは、学校コミュニティ全体でその問題に取り組む機会が減ることを意味します。持続的な効果を達成するためには、学問的誠実性の方針が包括的な性質と長期的な目標を備えたものであると同時に、効果的なストラテジーが学校コミュニティの各関係者に与える影響についても考慮したものである必要があります。

学校は、ただ単に処分や罰則という手段を講じるのではなく、規則違反の背景を理解するよう努めなければなりません。学習環境、生徒同士の関係、生徒のこれまでの教育上の経験などの要因を考慮することが推奨されます。

罰則のみに焦点をあててこの方針の重要性を強調する方法は、生徒が方針の目的を文脈化できない、許容されない行為とは何かを理解していない、または求められる期待事項を

満たすために必要となるスキルを有していない、というような状況を生み出しかねず、この場合方針は限定的な影響しかもたらしません。

生徒だけではなく、その保護者または法定後見人を対象にした意識向上キャンペーンを実施したり、必要なスキルを強化する活動を設定したりすることが重要です。

生徒が学問的誠実性や不正行為のトピックに無関心であったり、発生件数が横ばいまたは増加傾向にあったりする場合には、学校は現行の方針を見直す必要があります。こうした場合、方針が適切に周知されておらず、生徒がその文脈やもたらされるメリットを理解していない可能性があります。

学問的誠実性に関する方針の策定、実施、見直しについての詳細は、IB 資料『[Academic honesty in the IB educational context](#)』を参照してください。

教師にガイダンスを提供する

学校のリーダーシップチームは、教師の関与および努力を確実なものにする第一歩として、すべての教師が学問的誠実性について同じ理解を有していることを確認しなければなりません。理解に差がある場合、指導のストラテジーにおける一貫性を確保することができず、生徒にとって望ましくない影響を及ぼしかねません。したがって、新任教師を迎えた場合には、その教師に対する評価を実施したうえで、十分な研修の機会を提供することが重要です。これは、すべての教師を対象とした研修の最重要項目として推進されるべき分野です。

過去に発生し、すでに解決した学問的不正行為がある場合には、情報を関係者で共有し、教職員研修を計画する際に例として使用できるようにしなければなりません。教師が過去のケースを無視したり、不正行為の報告を不要かつ面倒な仕事だと考えたりしている場合、今後そのようなケースが発生しても、生徒から恨みを買うことを恐れて看過しようとしてしまうかもしれません。

教師には、学問的不正行為に対し必要な措置を講じるタイミングについて、ガイダンスとサポートが与えられるべきであり、それを怠れば、学問的誠実性の文化の推進という学校の目標に悪影響が生じる可能性があります。制度全体が機能するためには、リーダーシップレベルでの学問的誠実性の責任者が、明確なビジョン、ストラテジー、そして方向性をもち、公明正大で一貫性のある意思決定ができる、信頼のおける人物であると教師から認められることが重要です。

教室での活動については、明確に定義されたストラテジーに従って計画を立てる必要があります。これにより、学問的不正行為に関する規則や処分の適用に一貫性をもたせることができ、ひいては、生徒に明確なメッセージを伝えることができます。

学問的誠実性の専門チームまたは担当者向けのガイドライン

各学校においては、生徒の学問的不正行為や学校による不正または過失を報告、調査する際に教師へのサポートを提供する担当チーム、または専任の担当者を配置することが望まれます。

担当者または担当チームは適切な研修を受け、このトピックを熟知していなければなりません。その主要な職務は、ケースの性質や科目に則した助言を提供し、学校の内部方針に照らして適切な罰則を提案することです。また、事務手続きのサポートを行うとともに、前例として参照できるよう、それぞれのケースに関連するファイルや文書をすべて保管するようにします。

担当者または担当チームはさらに、教師や生徒のトレーニング、ワークショップの提供、資料の作成、また学問的誠実性の要件を理解するうえで特別なサポートを必要とする生徒や教師への適切なストラテジーの策定を行うこともできます。

学問的誠実性の原則を保護者や法定後見人に周知する

学問的不正行為や、学校による不正または過失とされる行為についての知識および理解の欠如は、かかる行為の発生を招く共通の要因となりえます。このような事態を防ぎ、学校コミュニティの一人ひとりに求められる事項を明確にするためには、IB の生徒の保護者や法定後見人とのオープンな連絡手段を設け、それを維持する必要があります。

学校管理職は、以下の情報を速やかに提供しなければなりません。

- ・ 優れた学問的实践および倫理的な行動の内容
- ・ この分野における生徒の学習と理解をサポートするために学校が提供できるリソース
- ・ 生徒の学問的不正行為および学校による不正または過失として見なされるものの定義
- ・ 生徒の学問的不正行為、あるいは学校による不正または過失が発覚した場合に、学校または IB（もしくはその両方）が遵守する調査規定
- ・ 規則違反、または学校や IB が定める期待事項の不履行が確認された場合に学校または IB（もしくはその両方）が講じる制裁措置や対策

学校は、常に未然防止を優先的なストラテジーとすべきであり、生徒およびその保護者や法定後見人と明確でオープンなコミュニケーションを維持することによって、すべての関係者が、学問的誠実性の方針を遵守するためには何をしなければならないのかという点を理解することができます。ここで目指すべき目標は、生徒が自分の責任を受け入れ、第三者などから不正な援助を得ることなくすべての成果物を誠実に完成させること、そして保護者や法定後見人が、このような期待事項を理解し受け入れることです。

責任

IB は学校から独立しており、生徒に対する指導は提供しません。コースが対面授業でのみ提供されているか、対面授業と IB 認証のオンラインコース提供者によるオンラインコースを組み合わせで提供されているかを問わず、IB プログラムの実施および指導の質については、IB ワールドスクールが責任を負うものとします。

IB プログラムを提供する認定を受けた IB ワールドスクールは、関連する IB プログラムの実施を規定する以下の IB 資料に記載された規則および期待事項を遵守しなければなりません。

- ・ IB 資料『プログラムの基準と実践要綱』
- ・ IB 資料（英語版）『Rules for IB World Schools:Primary Years Programme（IB ワールドスクールのための規則：初等教育プログラム）』、IB 資料（英語版）『Rules for IB World Schools:Middle Years Programme（IB ワールドスクールのための規則：中等教育プログラム）』、IB 資料（英語版）『Rules for IB World Schools:Diploma Programme（IB ワールドスクールのための規則：ディプロマプログラム）』、および IB 資料（英語版）『Rules for IB World Schools:Career-related Programme（IB ワールドスクールのための規則：キャリア関連プログラム）』
- ・ IB 資料（英語版）『General regulations:Primary Years Programme（一般規則：初等教育プログラム）』、IB 資料（英語版）『General regulations:Middle Years Programme（一般規則：中等教育プログラム）』、IB 資料『一般規則：ディプロマプログラム』、および IB 資料（英語版）『General regulations:Career-related Programme（一般規則：キャリア関連プログラム）』
- ・ IB 資料（英語版）『Middle Years Programme Assessment procedures（中等教育プログラム（MYP）における評価の手順）』、IB 資料『ディプロマプログラム（DP）における評価の手順』、IB 資料（英語版）『Career-related Programme Assessment procedures（キャリア関連プログラム（CP）における評価の手順）』（毎年改訂）
- ・ MYP、DP、CP の科目別『指導の手引き』*
- ・ IB 資料（英語版）『Secure storage of confidential IB examinations material booklet 2020（機密情報である IB 試験資材の安全な保管：2020 年版）』
- ・ IB 資料（英語版）『The conduct of IB Middle Years Programme on-screen examinations（中等教育プログラム：スクリーン上での試験の実施要項）』
- ・ IB 資料『試験実施要項』

*PYP では、プログラムの性質上、科目別の『指導の手引き』は用意されていません。

IB ワールドスクールは、生徒の学問的不正行為や学校による不正または過失を未然に防ぐため、すべての IB 要件を遵守しなければなりません。学校管理職や教職員には、IB の要件を遵守するべく学校に協力することが求められます。また、学校管理職や教職員は、上記の資料に記載された規則や規定を遵守し、求められるガイドラインに則って試験や評価を実施する責任を有します。

生徒や教職員が関与する学問的誠実性のケースを管理するプロセスにおいて、IB ワールドスクールは以下の責任を有します。

- ・ 見直しや改訂の計画を織り込んだ、学問的誠実性に関する方針を整備する。
- ・ 教師、職員、生徒、保護者や法定後見人が、学問的誠実性に関する IB の期待事項について共通の理解を得られるようにする。
- ・ 教師、職員、生徒、保護者や法定後見人が、生徒の学問的不正行為および学校による不正または過失の内容について、共通の理解を得られるようにする。
- ・ 教師、職員、生徒、保護者や法定後見人が、生徒の学問的不正行為および学校による不正または過失に関与した者に科せられる処分について、共通の理解を得られるようにする。

- ・ 学問的不正行為に関与した生徒に対し、学校独自の方針に従って処分を科す。
- ・ 学校による不正または過失に関与した教師や学校管理職に対し、学校独自の方針に従って処分を科す。
- ・ IB 試験の資材の安全な保管手順、または試験の実施要項に対する違反行為があった場合には、プログラムの関連資料に記載された手順に従って、直ちに IB に連絡する。
- ・ 生徒の学問的不正行為に関する調査が実施される場合、IB のガイダンスに従って協力する。
- ・ 学校による不正または過失に関する調査が実施される場合、IB のガイダンスに従って協力する。

プログラムコーディネーター

期待事項

プログラムコーディネーターは非常に重要な役割を担っており、学問的誠実性の原則がIBの教育理念の根本を成していることを理解する必要があります。また、ロールモデルとして行動し、いかなる時も誠実かつ倫理的で、責任ある振る舞いを示す必要があります。

プログラムコーディネーターは、教育的リーダーとしての役割を保持し、指導と学習に関わるすべての活動が、IBが定める規則、方針、ガイドラインに則って実施されるように努めなければなりません。また、生徒が最高の教育体験を得ることができるよう、教師、ティーチングアシスタント、特別教育コーディネーター、カウンセラー、図書館司書、実習助手など、IBプログラムの指導に関与するすべての教職員に対して十分な研修が確実に提供されるようにしなければなりません。

教師、生徒、およびその保護者や法定後見人が集まる集会を計画し、学問的誠実性の方針を説明し、質問に答えることも、コーディネーターに求められる重要な期待事項です。学問的誠実性において学校およびIBに求められる期待事項は、学校コミュニティの全員が読み、理解すべきものです。したがって、必要な方針や規則を記載したすべての文書を全員が簡単に閲覧できる状態にしておく必要があります（学校のウェブサイトアップロードしておくことが望まれます）。

教育的リーダーであるコーディネーターは、科目ごとの『指導の手引き』、およびすべての規則や規定が遵守されていること、また、IB規則が一貫性と公平さをもって適用されていることを確認しなければなりません。また、教師と協働しながら、時間割および授業日程を適切に組み、生徒がプログラムと教科の要件を満たすことが現実的に可能であると確認することもコーディネーターの責任です。コーディネーターと教師は、すべての生徒をサポートするべく、教室での活動および教育ストラテジーを設計し、発展させていくことが期待されます。そして、すべての生徒が、プログラムの中で直面する困難を乗り越えるために必要なスキルを習得する時間と機会を必ずもつことができるようにします。

プログラムコーディネーターは、利益相反行為（それと疑われるものも含む）、そして不正や過失につながる行為に関与してはなりません。コーディネーターはまた、学問的不正行為や学校による不正または過失に対して断固とした態度で臨み、必要に応じて、学校のリーダーシップチームおよびIBに直ちに報告しなければなりません。

責任

指導と学習のプロセスに関連するすべての学校活動を総括的に監督することは、プログラムコーディネーターの責任です。教育的リーダーとして、教師、生徒、その保護者や法定後見人との良好なコミュニケーションを維持する必要があります。

コーディネーターはまた、学校のリーダーシップチームと協力して必要なリソースの管理を行い、IB が規定する研修が教師に提供されていること、および、図書館、実験室、コンピューター機器など、指導に必要なその他のリソースに十分な予算が割り当てられていることを確認しなければなりません。

さらに、IB プログラムの関係者が業務を円滑に進められるよう、すべての規則、方針、科目ごとの『指導の手引き』を印刷して図書館に保管するとともに、これらの電子版を学校のウェブポータルにアップロードし、簡単に参照できるようにしなければなりません。

学問的誠実性に関するケースを管理するプロセスにおいて、プログラムコーディネーターは、「学校のリーダーシップチーム」のセクションに記載されたすべての責任に加えて、以下の責任を有します。

- ・ 学校の方針および IB の方針がすべて公正に、かつ一貫性をもって適用されるようにする。
- ・ IB の機密情報の安全な保管に関する方針、および IB 試験の実施要項が確実に遵守されるようにする。
- ・ 教師、生徒、保護者または法定後見人が、学問的誠実性に関する学校の方針およびプログラムに関連する IB 規則のコピーを受け取り、これらの資料を読んで理解できるようにする。
- ・ 生徒の学問的不正行為や学校による不正または過失が疑われる場合、学校管理職または IB（もしくはその両方）に報告する。
- ・ 生徒の学問的不正行為や学校による不正または過失の調査に関連するすべての活動を、学校または IB（もしくはその両方）の方針に則り監督する。

教職員

期待事項

教師は、教室における学問的誠実性の主要な担い手であり、その役割はプログラムコーディネーターに匹敵する重要性をもちます。したがって、学校の学問的誠実性の方針の期待事項、および IB の期待事項について、コーディネーターと同等の理解を有していなければなりません。教師は、自らの行動が生徒にとって重要な模範となるということを認識する必要があります。たとえば剽窃などといった、学問的誠実性の方針に違反する行為を教師がとってしまうと、生徒は規則など意味がないと感じてしまい、それが生徒の評価に大きな影響を及ぼすことになりかねません。詳細については、[付録 3](#)を参照してください。

教師は、科目ごとのガイドライン、規則、規定を完全に遵守しなければならない、特に教師が生徒に与えるサポートについては、許容される度合いを必ず守られなければなりません。生徒には、自分の力で成果物を生みだすことが求められており、複数回にわたる編集などといった必要以上のサポートを与えるべきではありません。

教師は、生徒側の学問的誠実性の欠如を、単なる素行の問題であり、生徒に非があるものだと考えるべきではありません。これは、指導と学習のプロセスの一側面に問題があることを示している可能性もあり、したがって、教師が学問的誠実性の問題に対処する際には、バランスのとれた視点をもつ必要があります。教育において生徒が目標とすることは、生徒によってそれぞれ異なるということを忘れてはなりません。教師は、教育の目標は良い成績を収めることだけではなく、知識を獲得し、将来に備えたスキルを発達させることでもあるということを強調すべきです。

学問的誠実性に取り組むための適切な計画を策定する前に、教師は、このトピックについての生徒の見解および行動について、不足している部分も含めて評価する必要があります。また、生徒が学問的不正行為に関与した理由を考慮することも大切です。たとえば、以下のような理由が考えられます。

- ・ 成果物は生徒本人が取り組まなければならないという期待事項を知らなかった、または十分に理解していなかったことによる過失
- ・ IB の規則や規定を理解していない。
- ・ 自分の行動がもたらす結果を理解していない。
- ・ 必要なスキル（例：出典を示す方法）が十分に指導されていない。
- ・ 時間管理がうまくできていない。
- ・ 学問的不正行為の重大さを理解していない。
- ・ 教師や評価ツールに不満がある。
- ・ 学問的不正行為に関与した者への処分が十分でない。

- ・ インターネット上で情報が簡単に入手できること。「オンラインで入手できる情報は皆のものであるため、出典を示さずに使用してもよい」という一般的な考え方。
- ・ 執筆代行サービスや家庭教師などのサービスを簡単に利用することができる。
- ・ 学業で成功し、優れた成績を収めることへのプレッシャーを感じている。
- ・ 学問的不正行為の内容について、教師の説明、指示、教育が一貫していない。

たとえ生徒に非があった場合でも、直ちには罰則を適用しないことが推奨されます。生徒が、必要なスキルを発達させ、優れた学問的実践についての理解を深めながら学習に取り組むことができるような、サポート体制の整った環境を生み出すことが望まれます。学習と実践を同時に行う機会を与えることで、生徒は、学問的誠実性の重要性をよりよく理解することができるようになります。

学問的誠実性のトピックは、カリキュラム設計における軸の1つとなるものです。つまり、学習の始めの段階でトピックを導入し、生徒の学習の発展に合わせて文脈に沿った例を提供しながら、継続的に取り組んでいく必要があります。生徒は、これらの機会を積み上げていくことによって、進学や就職の際に必要とされる基礎を築くことができるようになります。

試験、プロジェクト、課題、論文、レポート、小テストなどの評価ツールは、フィードバックを与える機会を提供し、理解が不足している部分を、罰則の対象となる不正行為としてではなく、改善が必要な弱点として表面化させることができるため、学問的誠実性のトピックを補強する手段としても活用することができます。

学問的誠実性の学内ストラテジーに対する生徒の取り組みをサポートするため、教師は、規則と期待事項についての理解が指導者側で標準化されていることを確認しながら、互いに合意する方法で、学問的不正行為の防止および軽減に焦点をあてた指導と学習のためのストラテジーを検討することができます。教師は、生徒による受容を促し、すべての教育制度が有しなければならない倫理的視点を提供するような活動を実施する必要があります。これにより、生徒は、倫理に則った立場をとることが重要である理由を理解し、受け入れ、誠実性の文化の擁護者となることができます。

また教師には、利益相反（それと疑われるものも含む）を申告すること、さらに学問的誠実性の方針を定義し、その周知を確実にするために学校が実施するあらゆる活動に協力することも求められています。生徒の学問的不正行為または学校による不正または過失と見られる事態が発生した場合には、規則に従って行動し、担当職員や学校管理職に報告しなければなりません。

責任

教師は、プログラムの種類を問わず、IB 科目の指導にかかる要件を包括的に理解しなければならず、IB による教職員研修のワークショップに参加するために必要なサポートを学校から与えられなければなりません。

また教師は、規則、方針、科目ごとの『指導の手引き』についての詳細な知識を有することで、生徒が学習プロセスに対して良識と責任ある態度を育むうえで十分かつ公正なサ

ポートを提供でき、また、すべての学問的成果物がもつ倫理的な影響についての生徒の理解を助けることができます。

作品の出典を正確に示す方法、正当かつ真正な成果物を作成する方法、責任と倫理観に基づいて調査を実施する方法などといった技術的なスキルを生徒が段階的に発達させていくには、時間とサポートが必要となります。サポート体制の整った環境を生み出すことで、教師は、生徒の教育の完了および IB 評価要件の充足に向けて、適切な準備をすすめることができます。

学問的誠実性に関するケースを管理するプロセスにおいて、IB の教師は学校およびプログラムコーディネーターに協力しなければならず、以下の責任を有します。

- ・ すべての科目における期待事項とガイドラインを生徒が完全に理解できるようにする。
- ・ 学問的不正行為の内容と、適用されうる処分について生徒が理解できるようにする。
- ・ 生徒が効果的に時間を配分し、IB の期待事項に従って成果物を完成させられるよう、無理のない学習計画を立てる。
- ・ 生徒にフィードバックを提供するとともに、該当科目の『指導の手引き』の指示に反して複数回の編集を実施しないようにする。
- ・ 評価課題を IB に提出する際に手違いが起きないように、すべての生徒の成果物に正しい名前をつけて保存する。
- ・ 共謀を防止するため、最終的な評価課題提出の前段階として、複数の生徒グループをまたいで成果物の相互参照を行う計画を策定する。
- ・ 生徒の学問的不正行為に対処し、学校および IB の調査に協力する。
- ・ 学校による不正または過失に対処し、学校および IB の調査に協力する。

生徒

期待事項

「IB の学習者像」が示す人物像の実現と発達、生徒を含む IB コミュニティーのメンバー全員が目指すべきことです。IB の生徒には、幼少期から、良いことと悪い事の区別がつけられることが求められます。学問的誠実性の文脈において最も重要な人物像のひとつが「信念をもつ人」であり、IB プログラムに参加するすべての生徒に、誠実で責任感があり、倫理的な行動をとることが期待されています。

これを実現するためには、生徒はその年齢を問わず、プログラムコーディネーターや教師はもちろんのこと、保護者や法定後見人までもを含む学校コミュニティ全体からサポートを受ける必要があります。サポート体制の整った環境は、学問的誠実性の重要さと、この原則が IB の教育において果たす役割についての生徒の理解を促します。

生徒は、年齢に応じたサポートを受け、原則に反する行為を目撃した際に取るべき行動を学ぶ必要があります。たとえば、学問的誠実性に関する疑問が生じた場合、誰に問い合わせればいいのかということを理解していなければなりません。

成果物を完成させるにあたっては、科目ごとのガイドライン、規則や規定を遵守し、使用した情報、およびプロセスの中で第三者から得たヒントについて、その出典を必ず明記しなければなりません。協働のプロジェクトにおいては、他のメンバーと協働した部分と、自分自身の力で取り組んだ部分を公正に認識するというバランスのとれた行動を示さなければなりません。

自分の学習プロセスにおける自らの役割を理解した生徒は、評価用に提出する成果物は自分の責任において作成しなければならないということ、そして、解答した試験問題はすべて、自分の正当かつ真真正な努力を反映したものでなければならないということを理解することができます。これこそが、生徒自身の努力を反映した公正な成績を受け取るための唯一の方法です。

生徒による学問的不正行為の中で最も多いのが、剽窃です。剽窃についての詳細は、[付録 3](#) を参照してください。

IB の学問的誠実性の原則に反する行為に関与した生徒は、自分の強みと弱みを理解し受け入れる機会を逃すことになるばかりか、誠実かつ公正に評価に取り組む生徒に不利益をもたらすことになります。

責任

生徒が自身の学習において果たす能動的な役割については、「IB の使命」において明確に述べられています。生徒には、学習内容を単に受け取るだけでなく、自ら内容を生みだし、公正かつ真正、さらに個人の到達度を真に反映した評価を完成させることが求められています。

また、学問的誠実性の原則を理解し、受け入れ、それに伴う困難に立ち向かうことが、プログラムに関わらず IB のすべての生徒に期待されています。これは生徒が自分の力だけで立ち向かえる責務ではなく、教師および学校のサポートが与えられなければなりません。

学校および教師は、学問的誠実性に対する学校の立場を初期の段階で生徒が理解できるよう、それぞれの年齢に適した形で方針や規則を提示します。学校として何を実現したいのかを生徒が理解することができれば、学校が提案する取り組みに対して彼らの協力を得ることが容易になります。学問的誠実性とは、押しつけられるものではなく、学校コミュニティが一丸となって実現を目指すべきものです。

学問的誠実性に関するケースを管理するプロセスにおいて、IB の生徒は学校およびプログラムコーディネーターに協力しなければならず、以下を満たすことが期待されています。

- ・ 学校および IB の方針を完全に理解する。
- ・ 他の生徒の学問的不正行為を看過せず、教師またはプログラムコーディネーター（もしくはその両方）に報告する。
- ・ 学校による不正または過失を看過せず、教師またはプログラムコーディネーター（もしくはその両方）に報告する。
- ・ すべての課題、試験、小テストに対して、誠実に、自分の力を最大限に発揮して取り組む。
- ・ 記述および口述資料、芸術作品など、評価用に IB に提出したすべての成果物において、使用した資料の出典を明らかにする。
- ・ 成果物の作成または編集にあたって、友人、親戚、他の生徒、家庭教師、論文執筆サービスや原稿編集サービス、エッセイバンク、ファイル共有サイトなど、認められていない援助を受けない。
- ・ 成果物の完成に向けて取り組む他の生徒に対して、過度な援助を提供しない。
- ・ インターネットや関連するソーシャルプラットフォームの責任ある利用を実践する。

保護者および法定後見人

期待事項

保護者および法定後見人は、教育プロセスにおいて重要な役割を果たし、その役割には学問的誠実性の価値と重要性を後押しすることが含まれます。IBの卒業生が長年にわたり高等教育機関やその他の進学先や就職先から受けている高い評価に鑑みると、IBプログラムの教育にとってこのことは特に大きな重要性をもちます。

したがって、学校リーダーシップチーム、プログラムコーディネーター、および教師は、IBの学問的誠実性の原則を守るうえでの学校の立場、および学校コミュニティ全員に求められる努力を強調しながら、保護者や法定後見人と誠実かつオープンな対話をもつことを心がける必要があります。

保護者は、自分の子どもや学校をサポートするために、学問的誠実性の原則がIBの教育理念の根本であることを受け入れる必要があります。また、学校、コーディネーター、教師、そしてすべての生徒が遵守することを求められているIBの規定や方針を理解する必要があります。期待事項について不明な点や懸念がある場合には、学校に問い合わせて詳しい説明を受ける必要があります。学校は、不正行為の中でも最も多い剽窃に関するIBの方針に注意を払うよう、保護者や法定後見人に伝えるようにしてください。詳細については、[付録3](#)を参照してください。

保護者は、学校の合意の下で、学問的誠実性に関する学内方針の作成と改訂を行うグループに参加することもできます。積極的な参加を通して、保護者は、IBおよび学校の学問的誠実性を代弁し、普及する立場に立つ一方で、学校が方針を適切に遵守しており、期待事項を満たさなかった者に対して公正かつ一貫性のある方法で制裁措置が科されていることを確認することで、IBと学校の均衡を保つ役目を担うことになります。

また、学校とIBの期待事項を理解し、受け入れることで、自分の子どもに対してこれらの期待事項を説明することができるようになるため、子どもたちをサポートするための体制を整えることができます。つまり、学習に対して良識と責任ある態度を育むうえで、子どもたちの手助けをすることになります。

学校およびIBの立場に賛同し、これを支持する保護者は、たとえば子どもの成果物を代わりに執筆したり、過度に編集したりするなどの不正な援助を与えることに抵抗を感じるようになります。そしてその代わりに、子どもが自主的に学習に取り組むために必要な条件を整えようと努力し、子どもが学習進度についていけず、遅れが出ていることが分かった場合は学校からのサポートを求めるようになります。

責任

保護者や法定後見人は、日々の学校運営に直接関与することはありませんが、学問的誠実性の意識向上のために学校が実施する活動において教職員チームと協働することがで

き、規則を遵守し、期待事項に沿ってすべての成果物を完成させるよう、自分の子どもに働きかけることができます。

学問的誠実性に関するケースを管理するプロセスにおいて、IB の生徒の保護者および法定後見人には、以下を満たすことが期待されています。

- ・ 子どもがコースワークや試験問題を完成させるにあたり、IB の方針、手順、科目ごとのガイドラインを理解する。
- ・ 子どもが IB の方針、手順、科目ごとのガイドラインを理解できるようサポートする。
- ・ 子どもが自分の力だけで成果物に取り組んだことを確認するための学内方針および手順を理解する。
- ・ 子どもが効果的に時間を配分できるよう、無理のない学習計画を立てるためのサポートをする。
- ・ 生徒の学問的不正行為の内容およびそれに対する処分を理解する。
- ・ 学校による不正または過失の内容およびそれに対する処分を理解する。
- ・ 生徒の学問的不正行為や学校による不正または過失が疑われる場合、学校窓口または IB（もしくはその両方）に報告する。
- ・ 子どもが受験上の配慮または特別な事情への配慮を必要とし、それを求める際には、その根拠となる真正かつ正当なエビデンスを提供する。
- ・ 子どもが成果物を完成させるにあたって、自分で手助けをしたり、外部の援助を求めたりしない。

概要

生徒の学問的不正行為および学校による不正または過失に関する疑義が報告された場合、IB は、評価サイクルのいかなるタイミングにおいても、そのすべてに対応します。報告や申し立ての受領後、IB は綿密かつ公正、そして透明性の高い調査を開始し、長年にわたって確立された前例に従って、客観的で適切な決定を下すために必要なエビデンスを収集します。IB ワールドスクールには、校長またはプログラムコーディネーターを責任者とし、関与する生徒および教職員への調査において IB に全面的に協力することが求められます。

IB は、調査の妥当性を裏づけるエビデンスが揃い次第、学校にその旨を通知します（通常はプログラムコーディネーターまたは校長）。利益相反が認められる場合、たとえば、校長が関与していることがわかったケースなどにおいては、代わりに調査を実施する権限および経験を有する人物（教育委員会のメンバーや IB 教育者など）の選定が IB によって行われます。詳細については、調査実施の連絡および調査結果の通知について説明したセクションを参照してください。

調査対象となった関係者全員に、当該ケースについて自分なりの見解を記述した陳述書を提出する機会が与えられます。生徒が調査対象の場合は、調査を完了させるために必要な聴取に保護者や法定後見人を同席させるなど、十分なサポートを提供するようにしなければなりません。

教職員が、学校による不正または過失についての陳述書やエビデンスを提出しなければならない場合には、法的支援が必要となることもあります。

調査における優れた取り組み

公正な調査の主要原則は透明性であり、生徒または教職員に対して生じた疑義について学校がもつあらゆる情報、および IB が疑義の根拠とするあらゆるエビデンスが、調査対象となった関係者全員に提供されなければなりません。この情報は、必要に応じて匿名で提供されます。

調査は IB の指示に従って実施しなければなりません。疑義の根拠となるエビデンスのみに着目し、中立的な観点から、先入観のない方法で実施される必要があります。生徒が関与する場合、通常は、不審な点が発見された科目のみが調査の対象となります。ただし生徒が、自分が登録していない科目において他の生徒の不正行為をほう助した場合はこの限りではありません。

調査責任者は、慎重に調査を進め、提供されたエビデンスを使って、綿密かつ調査対象者にとって公正な調査を行います。

学校が調査関係者に通知を行う際には、調査プロセスのおよその期間および起こりうる結果についても説明しなければなりません。調査対象となったすべての関係者には、陳述書を提出する機会が与えられなければならないと、また、IB からの調査結果通知に対して取り

うる手段について説明を受ける必要があります。不服申し立てについての詳細は、IB 資料（英語版）『Diploma Programme assessment appeals procedure（ディプロマプログラム：不服申し立ての手順』を参照してください。

前例のないケース、または特殊なケース

罰則表に記載されていない、前例のない特殊なケースから生じた対立や議論については、IB アセスメントセンターの上級職員が対処し、取るべき行動を決定します。

学校による不正または過失

IB では、学校による不正または過失を、IB ワールドスクール、または IB ワールドスクールの正式な関係者による、IB の規則に違反する行為、および IB 試験および評価の正当性を脅かすおそれのある行為と定義しています。これは、評価要素への取り組み前、取り組み中、取り組み後、または試験の実施前、実施中、実施後に起こる可能性があります。

学校による不正または過失の形態

学校による不正または過失は、評価サイクルのさまざまな時点で発生する可能性があります、コースワークや試験の評価要素に影響を与えることがあります。

コースワークの制作プロセスにおいて、科目担当教師が生徒に過度なサポートを提供した場合、その教師は、無意識に、または善意から、不正行為を行ったと判断されてしまうかもしれません。認められているサポートとそうでないサポートについては、科目ごとの『指導の手引き』に明確な情報が提供されています。たとえば、教師がテンプレートや枠組みを提供した場合、課題を正しく完成させることはできるものの、このようなサポートは課題の本質に影響を与え、また、生徒の創造性を阻害するため、生徒に求められる到達度を否定することになります。同様に、科目の『指導の手引き』の指示に反して生徒の成果物を複数回にわたって編集することは、生徒に不当な優位性を与えることになります。

学校による不正または過失とされる行為は、試験実施中にも、学校管理職や試験監督者によって行われることがあります。以下はその例です。

- ・ IB からの承認を得ることなく、生徒に規定以上の時間を与える。
- ・ 試験監督者の数が不十分である。
- ・ 試験監督者が適切な研修を受けていない。
- ・ トイレに退席した生徒の監視を怠る。
- ・ 試験実施科目の担当教師を試験会場に入室させ、生徒の援助をさせる。

同様に、試験監督者が生徒の電卓が試験モードになっている（例：メモリが削除され、許可されていない機能をオフにしている）ことを確認しなかった場合や、生徒が席に持ち込むものを確認せず、許可されていない辞書類や資料集などが持ち込まれた場合、試験の正当性が損なわれることになります。IB が規定した試験の実施に関する規則への違反行為は、それがどのような行為であれ、プロセスそのものの正当性を損ねることになります。試験の実施についての詳細は、IB 資料『試験実施要項』を参照してください。

試験資材が安全に保管されなかったときも、最終評価の正当性が損なわれる可能性があります。これらの資材の安全な保管において IB の方針に従っていない、または決められた時間の前に試験内容を閲覧するなどの行為は、深刻な違反と見なされます。試験の正当性を損なう行為が発覚した場合は、直ちに IB に報告することがすべての学校に求められ

ます。学校による不正または過失のその他の例およびその結果についての詳細は、[付録 1](#)を参照してください。

学校による違反行為への対応手順

学校による不正または過失が疑われるケースは、試験官、プログラムコーディネーター、教師、告発者、学校訪問者などの外部の利害関係者から IB に報告されるか、もしくは、成果物のサンプル、試験問題の解答の確認、または検査を通して IB により発見されます。

必要だと判断される場合、IB は、この違反の影響を受ける生徒が提出した成果物についてさらに調査を実施し、制裁措置を実施するかどうかを決定します。この調査は、モデレーション（評価の適正化）のサンプルとして提出された成果物だけではなく、その試験セッションに登録した生徒が提出したすべての成果物を対象に、質保証のために実施されることもあります。生徒個人の学問的不正行為が確認された場合、IB は本方針における規定に従って、適切な罰則を適用します。

教師が不正行為に関与した場合、IB は、今後その教師に IB プログラムを指導させないよう IB ワールドスクールに要請する権利を有します。その教師との雇用関係を継続するかどうかは IB ワールドスクールの判断に委ねられますが、この時に学校が講じた措置が、IB プログラム認定継続の可否を判断する際に IB が用いる検討材料のひとつとなります。

調査の通知および実施

IB は、IB プログラムコーディネーターまたは校長（もしくはその両方）に連絡を取り、学校による不正または過失の疑義についての調査、および必要な情報の提供を要請します。ただし、申し立ておよび告発についての IB の方針に従い、疑義が生じた経緯については開示されません。

学校による不正または過失に校長の関与が疑われるなど、利益相反が生じると考えられる場合、IB は第三者に調査を依頼する権利を有します。この決定は校長に通知され、調査を依頼された人物が必要なサポートを得られるよう、関係者全員の全面的な協力が求められます。

調査責任者は、通知を受領してから 10 営業日以内に、[学校教職員用陳述書（学校による不正または過失の疑い）](#)を使って、完全なレポートを IB に提出しなければなりません。

調査対象となった人物には、申し立ての事実および考えられる結果について、直ちに書面にて通知を行うこととします。調査責任者（校長、IB プログラムコーディネーター、または IB により任命された人物）は、調査の実施について関係者全員に直ちに通知する責任を有します。

調査の対象となった人物は、IB が提供するテンプレート（[付録 4 を参照](#)）を使って、申し立てに対して意見を述べる機会を与えられなければならない、また聴取も実施されます。このプロセスの適切な実施を保証するため、証人が同席した状態で聴取を行うことが推奨されます。これは通常、学校側の証人が 1 人、調査対象となった人物側の証人が 1 人同席することを意味します。

レポートには、以下の情報が含まれなければなりません。

- ・ 調査の実施責任者の詳細
- ・ 調査の実施方法の詳細
- ・ 生徒や教職員など当該ケースに関与した人物の詳細
- ・ 当該ケースに関する詳細な状況の説明
- ・ 申し立てを裏づける、またはそれを否定するエビデンス、およびその入手方法
- ・ そのエビデンスの確実性を示す情報
- ・ 当該ケースの証人の詳細
- ・ 専門的なエビデンスを提供した人物（例：コンピューターの履歴を確認した人物）についての情報

必要に応じて、IB から以下をはじめとする追加情報が求められます。

- ・ 生徒と教師は、IB 資料『一般規則：ディプロマプログラム』の関連セクションについて、いつ、どのように説明を受けたか。
- ・ 試験実施時の座席表
- ・ IB 試験資材の保管状況を示すエビデンス写真
- ・ すべての IB 評価の期限を含む学内カレンダー
- ・ 調査に直接関連する生徒の成果物（草稿を含む）
- ・ 調査に関連すると考えられるその他のエビデンス（該当する場合）

IB による検討および調査結果

調査責任者が提供したすべての関連情報は、IB カーディフグローバルセンターの IB アセスメント部門に属する経験豊かな職員により精査されます。提供されたエビデンスに基づき、関連する「一般規則」、または「IB ワールドスクールのための諸規則」に違反する行為があったかどうかが決まります。

評価プロセスへの影響はないと IB が判断した場合には、校長および IB プログラムコーディネーターにその旨が通知され、IB がそれ以上の措置を取ることはありません。

評価プロセスの信頼性が損なわれたと IB が判断した場合には、校長および IB プログラムコーディネーターにその旨が通知され、罰則表の記載内容に則り、対応策または制裁措置（もしくはその両方）が取られることになります。

決定を下す前に、提供されたすべての情報とエビデンス（防止策を含む）が考慮されます。ただし、関与した者の意図については検討に含まれません。

個別の状況によっては、ケースが資格授与委員会に持ち込まれ、そこでのさらなる検討を経て決定が下されることもあります。生徒全体または関与した生徒の最終成績は、調査が完了するまで授与されないことがあります。

学校による不正または過失の申し立てについて、初回の調査が不十分であると判断された場合、IB カーディフグローバルセンターのアセスメント部門は追加調査を要請することができ、それを第三者機関に依頼するかどうかが決まります。エビデンスが決定的といえない場合、専門家の意見を仰ぎ、「蓋然性の均衡」のアプローチを用いて制裁措置または対応が決定、適用されます。

また必要に応じて、他の資格授与機関と、学校による不正または過失についての情報交換を行います。

生徒の学問的不正行為

IB では、学問的不正行為を、少なくとも 1 つの評価要素においてその生徒、またはその他の者に、不当な優位性を与える可能性のある、故意または過失行為と定義しています。他の生徒の不利益となる行動もまた、学問的不正行為と見なされます。

さらに、評価や試験（紙面上またはスクリーン上）の実施前、実施中、実施後に発生した、IB 試験および評価の正当性を脅かすおそれのある行為も、生徒の学問的不正行為とされます。

生徒の学問的不正行為の形態

IB の生徒による学問的不正行為と見なされる行為は、評価サイクルのさまざまな時点で発生する可能性があり、コースワークの完成や試験そのものに影響を与えることがあります。これらの行為は、不当な優位性を得ようという明確な意図によるものとは限らず、関連する科目のガイドラインについての知識不足により引き起こされることもあります。

このセクションのねらいは、生徒による学問的不正行為についてのガイダンスを提供することであり、そのすべての形態がここで網羅されているわけではありません。詳細および罰則表については、[付録 2](#) を参照してください。

コースワーク

ある生徒が、成果物の作成に取り組む際に、他の人（教師、他の生徒、保護者など）から科目のガイドラインで推奨されている以上のサポートを受けた場合、その生徒はまず、全員が利用できるとは限らない手助けを得ることになります。さらに、成果物が生徒が自力で完成させたものではなくなるため、評価プロセスにも影響することになります。本資料ですでに述べたように、評価プロセスは、成果物の作成過程で生徒を援助した者たちの取り組みではなく、生徒本人の正当かつ真真正な努力を正確に、効果的に反映できて初めて、公正なプロセスになるといえます。

同様に、生徒は、インターネット上で利用できる多くのリソースからサポートを得ようとするかもしれません。たとえば、完成した成果物を互いに交換する「サポート」サイトが多数存在しています。これらのウェブサイトは、サポートを必要とする生徒が共有した文書がそのサイトのリポジトリ内で公開され、世界中の生徒が閲覧できるようになるというシステムを有しています。

コースが終わりに近づくにつれ、生徒は、すべての成果物を完成させなければならないというプレッシャーに直面し、手っ取り早く成果物を完成させようとしたり、成果物を「重複利用」したりすることがあります。例として、内部評価のために作成した成果物に手を加え、「課題論文」（EE：extended essay）として提出することなどが挙げられます。

記述試験およびスクリーン上での試験

生徒による不正行為は、試験の解答時間内にも発生する可能性があり、メモ、携帯電話、その他の IT 機器など持ち込みが禁止された物品の所持から、試験を妨害する行為まで、さまざまな行為が考えられます。また、試験問題に解答しようとせず、不適切または節度を欠いたコメントや無関係なことを書き込むことに時間を費やす、ということも考えられます。同じ学校または別の学校の生徒の不正行為をほう助することも、深刻な不正行為です。

さらに、生徒のコミュニティーに影響を与える別のリスクとして、インターネット上でソーシャルメディアのプラットフォームを利用することが挙げられます。生徒のコミュニティーでは、最終試験に備えて復習の資料や方法などを共有する学習グループが作られており、その意図は褒められてしかるべきものです。しかし、そのグループの参加者が、不正な方法でインターネットにアップロードされた、未実施の試験の内容やコースワークを入手し、公開してしまうというリスクもあります。

オンラインに投稿、共有されたものはすべて記録として残り、公になる可能性があるという点を説明し、ソーシャルメディアの責任ある利用について生徒の注意を促す必要があります。ソーシャルプラットフォームでの承認制グループで交わされた会話など、公にならないと考えられている会話でさえも、そのグループのメンバーによって公開されてしまう可能性があります。

試験の正当性を損なう行為を発見したら、直ちに学校管理職やプログラムコーディネーターに報告することが、IB のすべての生徒に求められます。

生徒による違反行為への対応手順

生徒の学問的不正行為が疑われるケースは、試験官、プログラムコーディネーター、教師、告発者など外部の利害関係者から IB に報告されるか、もしくは、成果物のサンプル、試験問題の解答の確認の際に IB により発見されます。

学校が発見した場合

コースワークに関連する不正行為

IB の提出期限前であり、かつ最終成果物の IB への提出前、またはアップロード前に、かかる成果物の問題を学校が発見した際は、学校が規定する学問的誠実性の方針に従って対応する必要があります（再提出の可否について方針で規定されている場合）。ただし学校は、学問的誠実性の期待事項を満たさない成果物を IB に提出してはならず、またその評点を 0 点とすることも認められません。

最終成果物の中に剽窃した内容が含まれている、または科目の『指導の手引き』の要件に従って作成されていない場合、その評価要素は、IB 内部評価の評点入力システムでは「F」、EE や「知の理論」(TOK : theory of knowledge) のエッセイなど外部評価の対象となる場合は「未提出」となり、その結果、当該生徒は対象科目において最終成績を受け取る資格を失うことになります。

学問的不正行為が IB への提出後に発覚した場合、プログラムコーディネーターは、直ちに IB にその旨を通知する必要があります。

試験に関連する不正行為

IB ワールドスクールは、試験の実施について説明している IB 資料（英語版）『The conduct of IB Middle Years Programme on-screen examinations（中等教育プログラム（MYP）：スクリーン上での試験の実施要項）』、および IB 資料『試験実施要項』（『ディプロマプログラム（DP）における評価の手順 2020 年版』）に記載されたすべての指示に従うこととし、試験監督者と生徒が規則を理解していることを保証しなければなりません。

すべての生徒が、記述試験またはスクリーン上での試験の実施における IB の期待事項を明確に理解していなければならず、したがって、倫理的かつ誠意ある行動実践を忠実に守るようにしなければなりません。

生徒は、許可されていないものを試験会場に持ち込んではならず、試験監督者の指示には必ず従わなければなりません。試験中に許可されていないものを所持していた生徒は、その意図や、実際にそれらを使用したかどうかに関わらず規則違反とみなされ、IB の調査の対象となります。

生徒の規則違反が発覚した場合、学校は、試験から 24 時間以内に IB に報告しなければなりません。規則違反を問われた生徒は、試験会場にいたことが他の生徒への妨害となる場合を除き、引き続き試験に解答することができます。その生徒の答えは、通常通り、評価用に提出することとします。

生徒の学問的不正行為の調査

生徒の学問的不正行為を疑うエビデンスがあると IB が判断した場合、学校は調査を実施し、関係者全員の陳述書、およびかかる疑義に関連するすべての文書を IB に提供しなければなりません。学校が学問的不正行為の調査に協力しなかった時は、対象科目における当該生徒の成績は無効となります。

ある生徒に学問的不正行為の疑義が生じており、調査が開始されるという連絡を学校が IB から受けた場合、その生徒は、学問的不正行為が疑われるセッションまたは科目における登録を取り消すことができます。調査対象の科目の登録を取り消した場合、その科目の評点がなくなったことで、今後の試験セッションで成績が授与される可能性があります。

学問的不正行為の疑いがかけられた生徒には、その疑義について自分の見解を述べる陳述書を書いて提出することが求められます。生徒が陳述書の提供を拒んだ場合でも、生徒による規則違反についての調査および審議は続行されます。ただし学校は、生徒が陳述書の提供を拒んだという事実を示す確認書を提出するよう求められます。

学問的不正行為の疑義に関する判断は、IB カードیفグローバルセンターのアセスメント部門に所属する、経験豊かな職員から構成される内部審議会によって下されます。内部審議会の決定は、資格授与委員会によって承認されます。内部審議会が判断を下すことが

できない時は、学問的誠実性の担当マネージャーに判断が委ねられます。前例のないケースおよび特殊なケースについては、資格授与委員会によって判断が下されます。

内部審議会または資格授与委員会によって学問的不正行為があったと確認された場合、当該科目に罰則が科されます。罰則は、不正行為の深刻さに比例します。罰則および再試験についての詳細は、付録にある**罰則表**を参照してください。

重大なエビデンスがある場合、IB は、すでに成績が授与された後であっても学問的不正行為の調査を行う権利を有します。これはたとえば、結果に関する問い合わせ（EUR：enquiry upon results）のプロセスを通して明らかになることがあります。この調査の結果、学問的不正行為が認められた場合には、その生徒の該当科目の成績が取り消されることがあり、その結果、IB 資格の取り消しにつながることもあります。生徒には、修了証の返却が求められ、IB から新たな文書が発行されます。

生徒への制裁措置

IB の評価要素に登録している生徒に対して IB が制裁措置を講じた場合、学問的不正行為の罰則が適用されます。IB は、たとえ本資料に記載されていないものであっても、学問的不正行為と見なされうる問題の調査を行うことがあります。学問的不正行為の調査においては、関係者全員からエビデンスおよび陳述書が収集されます。それぞれのケースについて、集められたエビデンスを基に判断が下され、**罰則表**に基づいた制裁措置が適用されます。エビデンスが決定的でない場合には、専門家の意見を仰ぎ、「蓋然性の均衡」のアプローチを用いて制裁措置を適用します。

罰則表の使用

付録で詳細に説明されている**罰則表**は、学問的不正行為の各形態に対して与えられる罰則のレベル（1、2、3a、3b）を規定しています。たとえば、生徒が外部資料から 50 語（日本語の場合は 100 字）以下の剽窃をした場合（1 行目）、レベル 2、つまり、評点が 0 点になるという罰則が科されます。剽窃の語数が 51 語（日本語の場合は 101 字）を超える場合、レベル 3、つまり成績無効という罰則が与えられます。

再試験またはコースワークの再提出

不正行為が発覚した生徒の再試験やコースワークの再提出を許可するか否か、およびその実施時期については、IB が決定します。通常、学問的不正行為の罰則対象となった生徒には、以下の決定のうちのいずれかが下されます。

- ・ 6 カ月後の再試験または再提出（その科目が受験可能かどうかによる）
- ・ 12 カ月後の再試験または再提出
- ・ 再試験または再提出不可。ただし不正行為の影響を受けない科目の成績は授与される。

追加的制裁措置

表に記載されている罰則に加えて、1つ以上の試験セッション、またはプログラム全体を通して、度重なる違反行為、複数の違反行為、もしくは極めて深刻な違反行為が発生した場合、以下の制裁措置を講じることがあります。

1. 登録カテゴリーの変更

MYP の生徒には登録カテゴリーを変更する選択肢はなく、したがってこの場合、仮に生徒が他の要件を満たしていたとしても、MYP 修了証は授与されません。

DP の生徒の場合、これは「コース」カテゴリーの変更を意味します。生徒には、当該科目を再履修する機会が与えられますが、カテゴリー変更をしたため、完全な IB ディプロマを受け取る資格を喪失します。

2. 現在のプログラムまたは異なるプログラム（もしくはその両方）における永久的な資格喪失

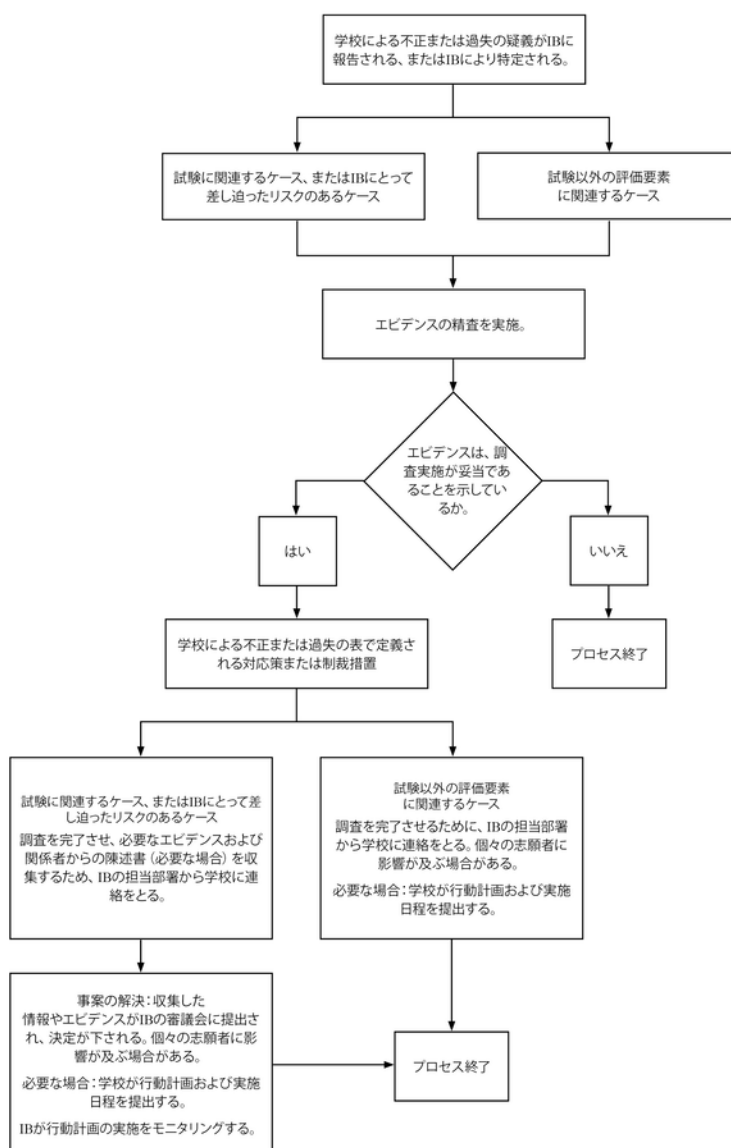
MYP の生徒 — 全科目で成績無効、再試験不可、および DP または CP の履修禁止

DP の生徒 — 全科目で成績無効、および再試験不可

CP の生徒 — 全科目で成績無効、および再試験不可

付録 1：学校による不正または過失

1.1 調査の流れ



1.2 罰則表

このセクションでは、学校による不正または過失の異なる側面を詳細に記した IB の罰則表、および IB によって適用されうる罰則のレベルを記載しています。前例のないケース、

特殊なケースについては、「学問的不正行為の調査のための優れた取り組み」を参照してください。

コースワークの完成

コースワークの完成に関する違反行為	対応策または制裁措置 — 複数の措置が講じられる場合がある
志願者に対して過度なサポートを提供する ¹ （例：過度の編集、テンプレート作成、完成した成果物の添削）	・ 事前予告なしの試験訪問や評価訪問を含むフォローアップ行動の対象となるよう、当該行為を IB のシステムに記録する。 ・ 公式な警告書および当該行為に対処するための行動計画 ・ 内部評価実施プロセスの監査、またはモニタリング ・ 当該評価要素について、生徒全員分の成果物に対して質保証のためのチェックを実施 ・ 評価訪問の前倒し ・ 関連性の高い IB 研修の推奨 ・ 2 つの連続するセッションでモニタリング²を実施
教師、家庭教師、保護者、他の生徒など、第三者が作成した成果物の提出を許す。	
生徒本人が取り組んでない成果物または剽窃した成果物の評点を 0 点とする	
生徒本人が取り組んだかどうかについて疑問があるにも関わらず、本人による成果物であると認証する	
剽窃の発生率が高い — 評価要素に登録した生徒の 20% 超	
アップロードをする際に提出ミスがあり（例：ファイルの重複）、評価プロセスにおいて IB により発見される。	

試験中の違反行為

試験条件に関連する違反行為	対応策または制裁措置 — 複数の措置が講じられる場合がある
IB 試験の実施中にノートを使用したり、プロンプトを共有したりするなど、持ち込みが禁止されているものの使用または参照を許可する。	・ 事前予告なしの試験訪問や評価訪問を含むフォローアップ行動の対象となるよう、当該行為を IB のシステムに記録する。 ・ 直ちに是正措置を要求する。 ・ 公式な警告書および当該行為に対処するための行動計画 ・ 検査訪問の即時実施 ・ 関連性の高い IB 研修を義務づける
試験に際し、適切な試験監督を提供しない。	
認められていない追加時間を受験者に与える。	
試験の日時を許可なく変更する。	

試験条件に関連する違反行為	対応策または制裁措置 — 複数の措置が講じられる場合がある
試験への持ち込みが許可されている電卓や辞書などに対し、適切なチェックを怠る。	3 つの連続するセッションでモニタリングを実施
試験中に受験者同士がものを共有したり、相談し合ったりすることを許す。	
許可された受験上の配慮に従っていない。	
持ち込みが禁止されているものを所持する受験者に対し、試験開始前にそれを預けるように要求しない。	
試験中に、受験者の解答の作成や問いの理解を助ける。	
試験のセキュリティ保持を怠る ³ 。	
試験中に受験者を監督せず放置する、またはトイレ退席に付き添わない。	
記入済みの答案を送付前に改ざんする。	
記入済みの答案のスキャンセンターへの送付、多肢選択式試験の解答用紙の IB グローバルセンターへの送付、または MYP 受験者の解答ファイルの IB への送付を、正当な理由なく 3 日以内に実施しない。	

評価の正当性を損なう行為

学校におけるリーダーシップチームによる、IB 評価の正当性を損なう違反行為	対応策または制裁措置 — 複数の措置が講じられる場合がある
志願者に不当な優位性を与えるため、言語運用能力、受験上の配慮、特別な事情について虚偽の報告をする。	- 事前予告なし試験訪問や評価訪問を含むフォローアップ行動の対象となるよう、当該行為を IB のシステムに記録する。 - 検査訪問の即時実施 - IB 試験問題の管理送付⁴ - 外部の試験監督者の登用⁵ - 受験者の会場の変更⁶
IB の関連当局から求められた行動計画の不履行	
生徒の不正行為、または学校や教師による不正または過失の報告を怠る。	

学校におけるリーダーシップチームによる、IB 評価の正当性を損なう違反行為	対応策または制裁措置 — 複数の措置が講じられる場合がある
生徒の不正行為、または学校や教師による不正または過失についての調査に協力しない。	・ 関係する生徒、または生徒全員の成績の取り消し ・ 認定の撤回 ・ 5 つの連続するセッションでモニタリングを実施
試験のセキュリティに関する違反行為、または違反が疑われる行為の報告を怠る。	

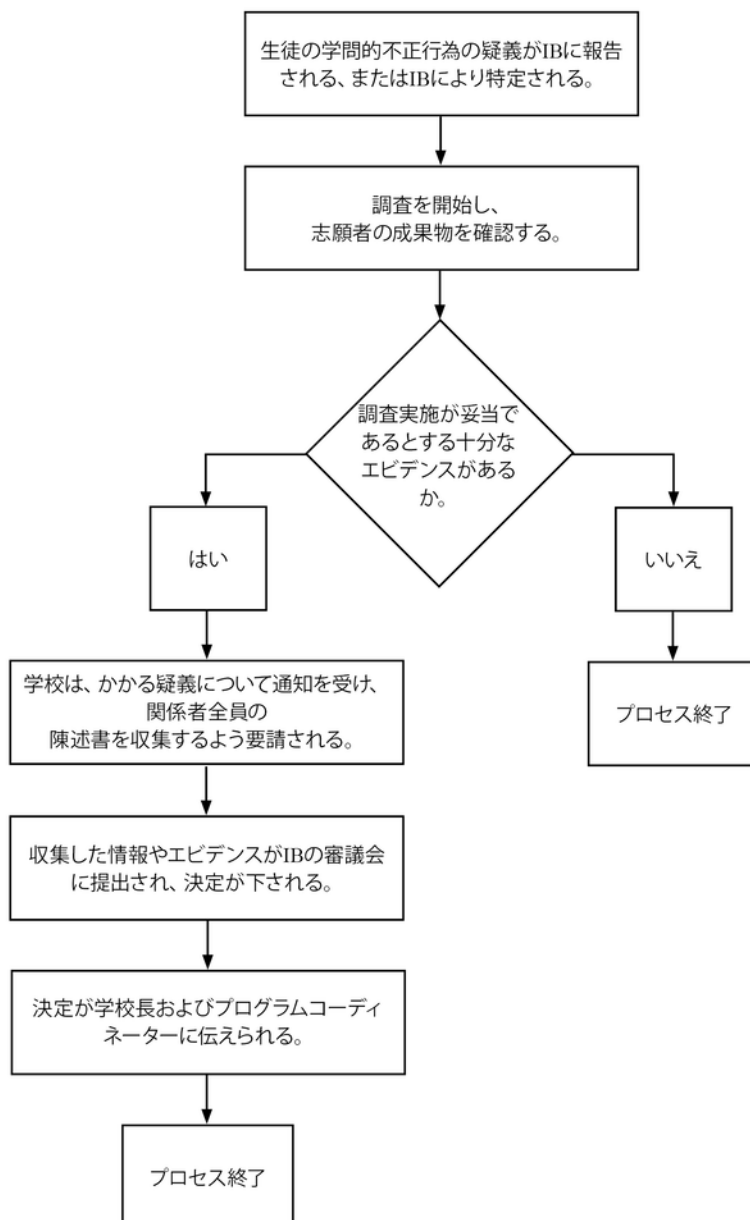
注の説明

- 過度なサポートの例としては以下が挙げられます。
 - ・ テンプレート作成 — すべての志願者が明確なパターンやモデルに沿って課題を完成させられるよう、科目担当教師または第三者がテンプレートを用意する。提供される援助のレベルは、トピックの選択、文体などのスタイルや形式・体裁などにおいて重要な意味をもちます。教師にとっては、生徒にかかる負荷を管理するための効果的なアプローチと解釈することができるかもしれませんが、課題の創造性やオリジナリティは制限されることになります。
 - ・ 過度の編集 — 科目担当教師または第三者が、関連する科目の『指導の手引き』に記載された指示に従わず、複数回の編集を行う。教師に求められているのは成果物の余白にコメントを書き込むことのみであり、サポートの一貫として大幅な編集は行うべきではありません。
- セッションのモニタリングには以下が含まれます。
 - ・ IB システム内のすべての成果物に対して、剽窃の有無を確かめる質保証のチェックを実施する。
 - ・ IB システム内のすべての成果物に対して、内容の重複の有無を確かめる質保証のチェックを実施する。
 - ・ 多肢選択式問題を含む試験問題の解答におけるパターンを確認する。
- スクリーン上、口述、記述試験におけるセキュリティ保持違反の例としては以下が挙げられます。
 - ・ 試験資材の安全な保管を怠る。
 - ・ 試験問題の開封を、受験者の前で行わない。
 - ・ 試験の設問、および試験問題を不正に入手する。
 - ・ 決められた時間より前にコンピューターを使った試験にログインし、その内容を閲覧する。
 - ・ 個人口述試験およびコメンタリーで使用する抜粋、考察を促す問い、写真、プロンプトなどを共有する。
 - ・ 試験終了時刻から 24 時間以内に試験の情報について話をする、またはそうした情報を共有する。

- ・ 試験終了時刻から 24 時間以内に、試験問題を科目担当教師と共有する。
- 4. 「IB 試験問題の管理送付」とは、試験問題の送付場所と送付時期を IB が決定し、さらに、すべての試験問題を第三者機関に送付して、試験の実施を監視させるかどうかを IB が決定することを意味します（費用は学校負担）。
- 5. 「外部の試験監督者の登用」とは、IB が指名した外部の試験監督者が、すべての試験の実施状況を監督することを意味します（費用は学校負担）。必要だと判断された場合、IB は試験問題の電子化送付を行います。
- 6. 学校が試験のセキュリティー保持にかかる要件を遵守していない場合、IB は、その学校に登録されている生徒に対して IB が指定する別の会場での受験を要請することができます（費用は学校負担）。

付録 2：生徒の学問的不正行為

2.1 調査のフローチャート



2.2 罰則表

このセクションは、生徒による違反行為の詳細、および IB によって適用されうる罰則のレベルを記載した、IB の罰則表を示しています。前例のないケース、特殊なケースについては、「学問的不正行為の調査のための優れた取り組み」を参照してください。

記述および口述によるコースワークと試験

違反行為	罰則レベル 1 生徒に対し警告 書を発行する	罰則レベル 2 当該評価要素の 評点を 0 点にする	罰則レベル 3a 当該科目の成績 を無効にする — 注 1 を参照	罰則レベル 3b 「相当科目」 (parallel subjects) の成績 を無効にする — 注 2 を参照
剽窃 外部の資料を 写す	非該当	40～50 語（日本語では 80～100 字）が連続して書き写され、出典の明示が不完全である。	51 語（日本語では 101 字）以上が連続して書き写され、出典の明示が一切ない — 注 3 を参照。	非該当
生徒間の剽窃 他の生徒の成果物を写す	非該当	40～50 語が連続して書き写され、出典の明示が一切ない、または出典を明示する意図が一切みられない（もしくはその両方）。	51 語以上が連続して書き写されている、または他者の成果物を自分の成果物として提出している。	非該当
生徒間の剽窃 自分の成果物の貸与、または 供与	自分の成果物が剽窃されないようしかるべき措置を講じた。	自分の成果物の剽窃を防止する措置を一切講じなかった、もしくは成果物の剽窃を積極的に促した。	他の生徒に対して、自分の成果物を提出するよう積極的に働きかけた。	他の生徒に対して、第三者の成果物を提出するよう積極的に働きかけた。
共謀（コースワークのみ、かつ協働時）	生徒の成果物が、互いに大きく類似している	生徒の成果物に類似部分がある（30%以下）、	生徒の成果物に類似部分がある（31%超）、ま	非該当

違反行為	罰則レベル 1 生徒に対し警告 書を発行する	罰則レベル 2 当該評価要素の 評点を 0 点にする	罰則レベル 3a 当該科目の成績 を無効にする — 注 1 を参照	罰則レベル 3b 「相当科目」 (parallel subjects) の成績 を無効にする — 注 2 を参照
		または全く同一のセクションがみられる（もしくはその両方）。	または全く同一のセクションがみられる（もしくはその両方）。	
第三者が作成、編集、または提供した成果物を提出する — 注 4 を参照	非該当	教師のサポートに関する規則違反を避けるため、第三者に大幅に編集させた成果物を提出する。 作成、編集、または成果物の供与を行った、同じもしくは別の IB ワールドスクールの生徒に罰則を科す。	第三者が全面的に作成した成果物、または第三者が編集した成果物を提出する。 作成、編集、または成果物の供与を行った、同じもしくは別の IB ワールドスクールの生徒に罰則を科す。	作成、編集、成果物の供与を行った、同じもしくは別の IB ワールドスクールの生徒
不適切、不快、または節度を欠いた内容の提示	軽度の違反 — 注 5 を参照	中程度の違反 — 注 6 を参照	重度の違反 — 注 7 を参照	重度の違反
学習成果物の重複使用	非該当	異なる評価要素または科目に対して同一の学習成果物を提出する。 素材の一部を重複使用： 重複使用された科目の両方に対して罰則を科す。	異なる評価要素または科目に対して同一の学習成果物を提出する。 素材の完全な重複使用： 重複使用された科目の両方に対して罰則を科す。	非該当

違反行為	罰則レベル 1 生徒に対し警告 書を発行する	罰則レベル 2 当該評価要素の 評点を 0 点にする	罰則レベル 3a 当該科目の成績 を無効にする — 注 1 を参照	罰則レベル 3b 「相当科目」 (parallel subjects) の成績 を無効にする — 注 2 を参照
データの捏造	非該当	偽りの、または捏造されたデータに基づく成果物を提出する。	非該当	非該当

試験中の違反行為

違反行為	罰則レベル 1 生徒に対し警告 書を発行する	罰則レベル 2 当該評価要素の 評点を 0 点にする	罰則レベル 3a 当該科目の成績 を無効にする — 注 1 を参照	罰則レベル 3b 相当科目の成績 を無効にする — 注 2 を参照
許可されていないものの試験会場への持ち込み — 注 8 を参照	受験者により持ち込まれたが、試験開始後 10 分以内に預けられた、または没収された。	受験者により持ち込まれたが、試験中に参照したエビデンスはない。	受験者により持ち込まれ、試験中に参照したエビデンスがある。	非該当
試験中の不正行為または試験を妨害する行為 — 注 9 を参照	非該当	1 つの評価要素において試験監督の指示に従わない。	1 つの評価要素において試験監督の指示に複数回にわたって従わない、または複数の試験において試験監督の指示に従わない。 異なる科目の試験の実施中に不正行為が起きた場合、複数の科目に対して罰則が科せられることがある。	非該当

違反行為	罰則レベル 1 生徒に対し警告 書を発行する	罰則レベル 2 当該評価要素の 評点を 0 点にする	罰則レベル 3a 当該科目の成績 を無効にする — 注 1 を参照	罰則レベル 3b 相当科目の成績 を無効にする — 注 2 を参照
試験の解答時間内に、口頭または書面で、他の生徒に情報を提供する、他の生徒から情報を入手、受領する、もしくは互いに交換する（未遂の場合も含む）。	非該当	非該当	成功したかどうかを問わず、受験者が解答または試験の内容を互いに共有しようと試みる。 関与した受験者全員に罰則を科す。	他の受験者をほう助した、同じまたは別の IB ワールドスクールに所属する受験者
試験問題や設問、解答用紙など、機密性のある資材を試験会場から持ち出す	非該当	機密性のある資材を持ち出そうと試みたが、試験会場を出る前に試験監督者に発見された。	機密性のある資材を試験会場から持ち出した。	非該当
IB の受験者を装った代理受験 — 受験した者、依頼した者	非該当	非該当	代理受験を依頼した者および受験した者の両方	他者に代わって受験した者 受験した者が IB の生徒でない場合、IB はその身元を特定し、かかる人物が登録している、または過去に登録していた資格認定機関に通知する。 受験した者が IB の卒業生だった場合、罰則を遡及的に適用する。

違反行為	罰則レベル 1 生徒に対し警告 書を発行する	罰則レベル 2 当該評価要素の 評点を 0 点にする	罰則レベル 3a 当該科目の成績 を無効にする — 注 1 を参照	罰則レベル 3b 相当科目の成績 を無効にする — 注 2 を参照
学問的不正行為の報告を怠る	非該当	非該当	生徒が不正行為を認識しているにもかかわらず、あえて学校管理職に報告しない。	生徒が不正行為を認識しているにもかかわらず、あえて学校管理職に報告しない。

試験の正当性を脅かす行為

違反行為	罰則レベル 1 生徒に対し警告 書を発行する	罰則レベル 2 当該評価要素の 評点を 0 点にする	罰則レベル 3a 当該科目の成績 を無効にする — 注 1 を参照	罰則レベル 3b 相当科目の成績 を無効にする — 注 2 を参照
決められた試験時間より前に IB の試験問題入手する	非該当	非該当	自身が受験する未実施の試験の内容の一部、または全部を所持している。	未実施の試験の内容の一部、または全部を所持している。
IB 試験問題の内容を、試験開始時間前、試験実施中、または試験後 24 時間以内に他者と共有する	非該当	非該当	受験者が、e メール、携帯メール、インターネットおよびその他の手段を通じて、試験の内容の一部または全部を共有する（一般的な情報も含む）。	試験の内容の一部、または全部の共有をほう助する
他の生徒の学問的不正行為をほう助する - 注 10 を 参照	非該当	非該当	生徒が不正行為をほう助する。	生徒が不正行為をほう助する。
学問的不正行為の報告を怠る	非該当	非該当	生徒が不正行為を認識しているにもかかわらず	生徒が不正行為を認識しているにもかかわらず

違反行為	罰則レベル 1 生徒に対し警告 書を発行する	罰則レベル 2 当該評価要素の 評点を 0 点にする	罰則レベル 3a 当該科目の成績 を無効にする — 注 1 を参照	罰則レベル 3b 相当科目の成績 を無効にする — 注 2 を参照
			ず、あえて学校 管理職に報告し ない。	ず、あえて学校 管理職に報告し ない。

学問的不正行為の調査に対する妨害

違反行為	罰則レベル 1 生徒に対し警告 書を発行する	罰則レベル 2 当該評価要素の 評点を 0 点にする	罰則レベル 3a 当該科目の成績 を無効にする — 注 1 を参照	罰則レベル 3b 相当科目の成績 を無効にする — 注 2 を参照
関与していた かどうかを問わ ず、調査に協力 しない	非該当	非該当	生徒がこれら のいずれかの行 動を示す、また は陳述書の提出 を拒否する（も しくはその両 方）。	生徒がこれら のいずれかの行 動を示す、また は陳述書の提出 を拒否する（も しくはその両 方）。
誤解を与える 情報や虚偽であ ることが明らか な情報を提供す る	非該当	非該当		
証人に圧力を かけようとする	非該当	非該当		
調査担当者ま たは証人に対し て恐喝行為を示 す	非該当	非該当		

IB の成績または資格の偽造および捏造

違反行為	罰則レベル 1 生徒に対し警告 書を発行する	罰則レベル 2 当該評価要素の 評点を 0 点にする	罰則レベル 3a 当該科目の成績 を無効にする — 注 1 を参照	罰則レベル 3b 相当科目の成績 を無効にする — 注 2 を参照
IB の成績また は資格の偽造お よび捏造	非該当	非該当	該当する科目 数によっては、 追加の制裁が与	

違反行為	罰則レベル 1 生徒に対し警告 書を発行する	罰則レベル 2 当該評価要素の 評点を 0 点にする	罰則レベル 3a 当該科目の成績 を無効にする — 注 1 を参照	罰則レベル 3b 相当科目の成績 を無効にする — 注 2 を参照
電子媒体または紙媒体の修了証や成績証明書など、科目の成績を不正に改ざんしようとする。			えられる場合もある。	

注の説明

1. 罰則レベル 3a：不正行為の深刻度に応じて科せられます。また、当該セッションにおける複数または全科目に対して適用される場合があります。
2. 罰則レベル 3b は、自分自身ではなく、他の生徒の利益となる不正行為に関与した IB の生徒に科せられるものです。不正行為が行われた科目の相当科目（通常は同じ教科の科目）に罰則が科せられます。
3. 2013 年 11 月に資格授与委員会で承認されたように、罰則レベル 2 は EE には適用されません。EE は 1 つの評価要素であるにも関わらず、この科目の性質により、罰則 2 および 3a は生徒の最終成績に対してどちらも同じ結果、すなわちディプロマ授与の取り消しをもたらすことになります。したがって、EE においては、広範囲（100 語超）にわたって連続する部分に適切な出典が示されていない場合にのみ、剽窃と見なされます。
4. 第三者が作成、編集、または提供した成果物を提出する：以下は、「第三者」にあたる例の一部です。
 - ・ 友人、家族、同じ学校もしくは違う学校に通う生徒、大学生
 - ・ 家庭教師
 - ・ 論文執筆、原稿編集サービス
 - ・ エッセイバンク
 - ・ ファイル共有サイト
5. 以下は、軽度の違反の例の一部です。
 - ・ 参加者の許可なく調査を実施する。
 - ・ 不快または節度を欠いたコメントや図解資料を評価要素に含める。
 - ・ 過度または根拠のない暴力の描写、あからさまな性描写、または他者が不快だと感じるものを含める。
6. 以下は、中程度の違反の例の一部です。
 - ・ 生物に苦痛を与える、またはその健康や生存を脅かすような野外実験もしくは研究を実施する。
 - ・ 環境にダメージを与えるような研究や実地調査を実施する。

- ・ 不快または節度を欠いたコメントや図解資料を評価要素に含める。
- 7. 以下は、重度の違反の例の一部です。
 - ・ 個人的、政治的、精神的な価値観を冒とくする、または人種、性別、宗教的信条を攻撃するような内容を含む成果物を作成する。
 - ・ 成果物の作成においてデータを偽造、または捏造する。
 - ・ 過度または根拠のない暴力の描写、あからさまな性描写、または他者が不快だと感じるものを含める。
- 8. 許可されていないものの例としては、以下が挙げられます。
 - ・ 携帯電話
 - ・ ノート
 - ・ 参考書
 - ・ 手書きのメモ
 - ・ 許可されていない辞書類
 - ・ その他スマートウォッチやスマートグラスなど、持ち込みが禁止されている電子機器
- 9. 以下は、試験中の不正行為の例の一部です。
 - ・ 試験監督者の指示に従わない。
 - ・ 試験を妨害する。
 - ・ 試験資材を試験会場から持ち出そうとする。
 - ・ 許可なく試験会場を退出する。
- 10. 以下は、他の生徒の不正行為をほう助する例の一部です。
 - ・ 試験の実施中に、他の受験者に情報を提供する。
 - ・ 試験の実施前、実施中、実施後に、手段を問わず、その試験の内容を公開する。

2.3 事例集

このセクションでは、IB の学問的誠実性に関する方針の違反行為の例と、その結果生徒に下された処分について記載しています。このリストはすべてを網羅するものではなく、さまざまな問題とその対処方法について、実際の事例に基づくガイダンスを提供することをねらいとしています。

記述および口述によるコースワークと試験に関連する違反行為

剽窃 — 外部資料

MYP		
科目	例	結果
「音楽」 — e ポートフォリオ	志願者が提出した成果物の中に、出典が明示されていないテキストが複数のセクショ	志願者は、他意のない誤りであり、参考文献目録の添付を忘れてしまったと説明した。志願者には、罰則レベル

MYP		
科目	例	結果
	ンにわたって含まれており、その合計単語数は 300 語を超えていた。参考文献目録は含まれていなかった。	3a が科せられ、「音楽」の成績として無効を示す「N」が与えられた。
「パーソナルプロジェクト」	志願者が提出した成果物は、ウェブ資料とほぼ同一であり、80%超の内容が重複していた。本文中にも参考文献目録にも出典の記載はなかった。	志願者は、出典を明示する方法について適切な指導を受けておらず、ウェブ資料をそのまま写してもいいと思っていたと説明した。志願者には、罰則レベル 3a が科され、「パーソナルプロジェクト」の成績として無効を示す「N」が与えられた。

DP		
科目	例	結果
EE	志願者が提出した EE において、2 つのセクションが 2 つのウェブ資料を丸写ししたテキストで構成されており、その合計語数は 100 語を超えていた。参考文献目録には資料の正しいリンクが記載されていた。	参考文献目録には正しいリンクが記載されていたものの、EE 本文中で引用した箇所には出典が適切に明示されていなかった。志願者には罰則レベル 3a が科せられ、「EE」の成績として無効を示す「N」が与えられた。
「美術」(HL) — 展示	展示する芸術作品として、志願者は、著名な歌手や俳優のスケッチで知られる画家の作品を写した成果物を提出した。調査の中で志願者は、その画家の展示会に足を運んだ際に類似技法を用いた作品制作の着想を得たと主張したが、その出典を明示しなかった。	展示の評価要素には罰則レベル 3a が与えられ、その結果「美術」(HL)の成績は無効を示す「N」となった。
「英語 A：文学」(HL) — 口述要素	志願者は、ウェブ資料の内容をそのまま丸暗記したものを口述評価で発表した。録音の中で当該資料が出典元とし	当該口述要素に罰則レベル 3a が科せられ、志願者には「英語 A：文学」(HL)の成績として無効を示す「N」が与えられた。

DP		
科目	例	結果
	て言及されることは一切なく、志願者は、口述発表において暗記した素材の出典を明示する必要性を認識していなかったと説明した。	
「HL 選択項目：南北アメリカの歴史」 — 「試験問題 3」	同じ学校に登録している 4 人の受験者が、「試験問題 3」の設問への解答としてウェブ資料を暗記した情報を書いた。試験の答案において引用についての言及は一切なく、出典も明示されていなかった。	4 人の受験者全員が、「試験問題 3」で罰則レベル 3a を与えられ、「HL 選択項目：南北アメリカの歴史」の成績は無効を示す「N」となった。
TOK エッセイ	志願者が提出したエッセイは、英語の資料をほぼそのまま剽窃したものであり、それを志願者が自分でスペイン語に翻訳した。	志願者は最初、剽窃ではないと主張したが、その後、翻訳された資料の引用について出典を明示する必要性を認識していなかったと述べている。志願者は、TOK エッセイの評価要素で罰則レベル 3a を与えられ、その結果当該科目の成績は無効となった。

生徒間の剽窃

DP		
科目	例	結果
「経済」(HL) — 内部評価	内部評価を急いで完成させなければならなかった志願者 A は、同じ学校の志願者 B に助けを求めた。志願者 B は、構成を理解する助けになるかと思い、自分の成果物の草稿を志願者 A に見せたが、内容を流用したり、丸写ししたりしないよう念押しした。志願者 A は、見せてもらった草稿を自分の成果物として提出した。	志願者 A には罰則レベル 3a が科せられ、「経済」(HL) の成績として無効を示す「N」が与えられた。志願者 B には、罰則レベル 1 の警告書が発行された。

DP		
科目	例	結果
TOK エッセイ	志願者 A は、TOK エッセイの最終稿に取り組んでいる時に、別の IB ワールドスクールに通う志願者 B と話をした。課題が難しいと話す志願者 B に対し、志願者 A は自分の最終稿を見せ、類似点に気づかれる可能性は低いだろうから自分の原稿の一部を使ったらいいと提案した。志願者 B は、志願者 A の論文の一部に手を加えたが、残りのセクションはそのまま提出した。	両志願者には、当該評価要素で罰則レベル 3a が科せられ、その結果当該科目の成績は無効を示す「N」となった。

共謀

DP		
科目	例	結果
「環境システムと社会」(SL) — 内部評価	2 人の志願者は、担当教師から、独自にデータを収集、記録し、自分で導いた結論を書くよう指示されたにも関わらず、まったく同じ成果物を評価課題として提出した。	両志願者には、当該評価要素で罰則レベル 3a が科せられ、その結果「環境システムと社会」(SL) の成績は無効を示す「N」となった。

外部に委託した成果物の提出

DP		
科目	例	結果
TOK エッセイ	異なる IB ワールドスクールに登録し、まったく面識のない 2 人の志願者が、ほぼ同一の TOK エッセイを提出した。志願者 A は、外部の執筆代行サービスを利用したことを認めた。志願者 B は、自分でエ	両志願者には、当該評価要素で罰則レベル 3a が科せられ、その結果 TOK の成績は無効を示す「N」となった。

DP		
科目	例	結果
	ッセイを執筆したと主張し続けた。	

不適切、不快、または節度を欠いた内容の提示

MYP		
科目	例	結果
「演劇」 — e ポートフォリオ	口述課題の録音中に、MYP の志願者が性的な内容および宗教に言及した不適切なジョークを口にした。攻撃的および中傷的な言葉の使用がみられた。	志願者には、罰則レベル 1 の警告書が発行された。

DP		
科目	例	結果
「演劇」 (HL) — 研究成果のプレゼンテーション	志願者は、15 分間のビデオ撮影中に、女性に対して攻撃的かつ中傷的な言葉を聴衆の面前で使用了。	志願者には、罰則レベル 1 の警告書が発行された。

学習成果物の重複使用

DP		
科目	例	結果
「環境システムと社会」の EE と、「数学スタディーズ」 (SL) の内部評価	志願者は、内部評価に手を加え、その内容を発展させて EE を作成したが、2 つの成果物に著しい類似点がみられた。	志願者には罰則レベル 3a が科せられ、両科目の成績として無効を示す「N」が与えられた。

試験中の違反行為

許可されていないものの試験会場への持ち込み

DP		
科目	例	結果
「生物」(SL) — 「試験問題 2」	受験者が試験会場に入り、試験監督者が指示を読み上げた後、試験問題を配布する前に、許可されていない資料や電子機器などを預けるよう試験監督者から指示が出された。極度の緊張のため、ある受験者が携帯電話を渡し忘れた。5 分間の問題確認の時間にそのことに気がつき、自ら試験監督者に申告した。	受験者には、罰則レベル 1 の警告書が発行された。
「化学」(HL) — 「試験問題 1」	受験者が試験会場に入り、試験監督者が指示を読み上げた後、許可されていない資料や電子機器などを預けるよう試験監督者から指示が出された。試験監督者は、すべての電話や電子機器が衣服のポケットなどに入っていないか受験者に再度確認させた。試験が中盤に差し掛かった時点で携帯電話のアラーム音が鳴り響いた。その携帯電話は、ある受験者のトレーナーのポケットに入っていた。	学校の IT 部門が携帯電話の検索履歴を確認したが、受験者が試験中に機器を使用したというエビデンスは見つからなかった。許可されていないものを所持していたとして、この受験者には罰則レベル 2 が科せられ、試験問題の評点は 0 点となった。
「ビジネスと経営」 — 「試験問題 2」	受験者が試験会場に入り、試験監督者が指示を読み上げた後、許可されていない資料や電子機器などを預けるよう試験監督者から指示が出された。試験開始から約 15 分後、ある受験者が、脚の下に何かを隠そうとしているような、	携帯電話の所持および使用を裏づけるエビデンスが見つかったため、受験者は罰則レベル 3a の対象となり、当該科目の成績は無効とされた。

DP		
科目	例	結果
	怪しい動きを見せていることに試験監督者が気づいた。試験監督者が近づいたところ、携帯電話を発見。検索履歴の調査により、この受験者がインターネットを使って試験問題の答えを検索していたことが確認された。	
「数学」(HL) — 「試験問題 1」(電卓持ち込み不可)	試験官が、電卓なしでは導き出すことができないような特異な解答を、ある受験者の答案のなかに見つけた。調査が開始され、学校管理職および受験者本人は電卓の使用を否定した。エビデンスが決定的といえず、不正行為があったかどうかの判断を下すために専門家の意見を求めることになった。	「蓋然性の均衡」に基づき、受験者が電卓を用いてかかる解答に至った可能性が支持された。受験者には「試験問題 1」について罰則レベル 3a が科せられ、「数学」(HL) の成績として無効を示す「N」が与えられた。

試験中の不正行為または試験を妨害する行為

DP		
科目	例	結果
「物理」(SL) — 「試験問題 1」	試験会場に入る際、ある受験者が指定された席につくことを拒否した。試験監督者に口頭で注意された後、試験を開始する許可が与えられたが、試験を妨害する行為は継続した。試験監督者から警告を受けたものの妨害行為はさらにエスカレートし、最終的に試験会場から退出させられた。	受験者には罰則レベル 2 が科せられ、この評価要素の評点は 0 点とされた。

試験の実施中に試験内容を他者と共有する

DP		
科目	例	結果
「心理学」(SL) — 「試験問題 2」	試験の中盤、試験監督者が受験者 A の不審な行動に気づき、疑念を抱いた。受験者 A は、耳に手をあてながら何度も咳ばらいをしていた。試験監督者は受験者 A に近づき、髪の毛をもち上げるように指示。受験者 A が、別室にいた受験者 B から、無線ヘッドホンを通して情報を受け取っていたことが明らかとなった。受験者 B は、受験者 A をほう助する目的で、「咳の暗号」に基づいて科目に関連する情報を探しだし、読み上げた。	受験者 A には罰則レベル 3b が科せられ、当該科目の成績は無効となった。さらに再試験も禁止されたため、この科目は永久失格となった。ほう助を行った受験者 B も処分の対象となり、永久失格となった。下記「他の志願者の学問的不正行為をほう助する」の 카테고리 も参照のこと。

試験の正当性を脅かす違反行為

試験問題の事前入手

DP		
科目	例	結果
「英語 A：文学」(SL) — 「試験問題 1」	試験実施の前日、3 人の受験者が、復習で使っていた「詩」を教師に見せ、どのように取り組めばいいのか質問した。その詩は、指導サイクルの間に授業で取り扱ったものではなかった。試験実施から 24 時間後、その教師が試験問題を見直していた際、まさにその同じ詩が試験問題に含まれていることに気づいた。	IB による調査の結果、IB 関連のものではないが、その詩について議論されているウェブサイトが見つかった。3 人の受験者のうちの 1 人が、そのウェブサイトのスレッドにコメントを残していた。IB は、かかる受験者たちが試験実施前に試験問題を入手できたかどうかを証明できなかった。そこで、「蓋然性の均衡」アプローチが採用された。すべての受験者に罰則レベル 2 が科せられ、この評価要素の評点は 0 点とされた。

試験の実施前、実施中、または実施後 24 時間以内に試験内容を他者と共有する

DP		
科目	例	結果
「歴史」(HL) — 「試験問題 1」	試験終了時刻から 24 時間以内に、ある受験者が、設問の 1 つが自分の EE と同じトピックでうれしかったという趣旨のメッセージをソーシャルメディアに投稿。その設問の詳細も投稿された。	受験者には、当該科目で罰則レベル 3a が科せられた。
「哲学」(SL) — 「試験問題 1」	試験終了時刻から 24 時間以内に、ある受験者が、試験問題の 1 つで使われた刺激材料の写真をメッセージとともにソーシャルメディアに投稿。	受験者には、当該評価要素について罰則レベル 3a が科せられた。
「化学」(HL) — 「試験問題 3」	試験終了時刻から 24 時間以内に、ある受験者が、試験問題の内容をソーシャルメディアに投稿。そのチャットにアクセスできるグループは、それぞれ異なる標準時間帯に属する受験者で構成されていた。	受験者には、当該評価要素について罰則レベル 3a が科せられた。
「生物」(SL) — 「試験問題 2」および「試験問題 3」	すでに試験を終えたある受験者が試験内容についての断片的な情報を提供しているという告発が、エビデンスとともに IB に届けられた。情報の提供元が判明し、かかる行為を行った受験者が特定された。	この受験者には、全科目で罰則レベル 3a が科せられ、今後のセッションにおける再試験も禁止されたため、永久失格となった。IB はまた、この受験者の仲間であり、提供された資料を閲覧できた他の受験者たちに対しても処分を下した。

他の受験者の学問的不正行為をほう助する

DP		
科目	例	結果
「ビジネスと経営」(HL)	受験者は、外部から無線ヘッドセットを用いて、事前に準備した試験問題への解答を	この受験者には、罰則レベル 3b が科せられ、ほう助を行った科目には登録していなかったため、相当科目の成

DP		
科目	例	結果
	読み上げることで、「心理学」の試験を受ける他の受験者をほう助した。	績が無効となった。さらに再試験も禁止されたため、この科目は永久失格となった。情報を受け取った受験者も処分の対象となり、永久失格となった。

学問的不正行為の報告を怠る

DP		
科目	例	結果
「歴史」(SL)「生物」(HL)「数学」(SL)	受験者は、異なる標準時間帯の受験者から構成される、非公開のソーシャルメディア内のグループの一員だった。そこでは多くのグループメンバーが、すでに試験問題への解答が終わった受験者から試験の内容を入手しようと試みたことが明らかになっている。問題となった受験者は、内容が共有された科目のいずれにも登録していないが、本件について IB に報告しなかった。	この受験者には、3 つの相当科目で罰則レベル 3b が科せられ、今後のセッションにおける再試験も禁止されたため、それらの並行科目は永久失格となった。

付録 3：剽窃

IB では剽窃を、「故意であるかどうかにかかわらず、適切、明確、かつ明示的な認知をせずに他人の考え、言葉、成果物を自分のものとして提示すること」と定義しています（IB 資料『一般規則：ディプロマプログラム』）。これには、翻訳資料の使用も含まれます。IB が検知する、または IB に報告される生徒の学問的不正行為の中で、最も多いのが剽窃です。

剽窃は新たな現象ではなく、世界中の膨大な量の情報がインターネットを通じてアクセス可能となる以前から起きています。剽窃は、必ずしも悪意から起こるものではありません。生徒は、参照の規則を無視することで、意図せずに剽窃を行ってしまうことがあります。アイデアが他者のものであることを明示しようとする意図は、多くの場合評価されます。他者の成果物を意図的に剽窃する生徒も存在し、中には、稚拙な言い換えを用いたり、別の言葉を使うことでその行為を隠そうとしたりするケースも見られます。

コースワークや試験において剽窃が行われた場合、評価結果の正当性に疑問が生じ、剽窃が広く行われるようになると、結果の信頼性が損なわれることになります。評価システムへの高い信頼性を維持するために、生徒の指導と学習に関与するすべての利害関係者は、あらゆる成果物の作成に透明性をもたせる必要があるということを理解したうえで、出典を正しく明示するために求められる技術的スキルを指導しなければなりません。

生徒は、知識が構築される方法を理解し、引用した内容については出典を示すという誠実な行動をとりながら、自分の考えを発展させていく必要があります。引用に関する技術的スキルは重要であり、生徒には、学習の取り組みの中で、これらのスキルを習得する機会が与えられなければなりません。しかし、何よりも優先されるのは、あらゆる教育上の取り組みにおける学問的誠実性の原則を理解することです。

生徒が剽窃を行う背景には、多くの理由が存在します。

- ・ 教師による関心が希薄：書いたところで注意を向けてもらえないものに時間をかける価値はあるのか。
- ・ 的外れ、または生徒が意味を見いだせない課題：学習目標やキャリアの目標とのつながりが見えない場合、課題に取り組む意欲がそがれてしまう。
- ・ 良い成績をとらなければいけない：すべての課題で良い成績が期待されていると思い込んでいる。
- ・ 自分の能力に自信がない：準備不足、または能力不足によって課題の要件を満たすことができないと感じている。
- ・ 時間管理ができない：課題への取り組みを先延ばしにしてしまい、期限前にあわてて他者の成果物を写してしまう。

- ・ 罰則を恐れていない：剽窃が発覚しても気にしない、または「制度の裏をかく」ために、リスクを負う覚悟がある。

多くの教育機関が、剽窃の防止および抑制に役立てるための手段として、剽窃検出ソフトウェアを用意しています。しかし、生徒が真の意味で教育の目的を理解していれば、これらのシステムは無用の長物となります。剽窃検出ソフトウェアは、責任と目的をもつ指導の代替手段として使われるべきではありません。

学術界では、インターネットにより情報へのアクセスが容易となったことが、剽窃問題の悪化を招いているという意見が聞かれています。「コピー・アンド・ペースト」の文化、さらに所有権の曖昧さが、インターネット上で閲覧できる情報は出典を明示することなく自由に使うことができるという生徒の思い込みを助長している可能性があります。

しかし、剽窃には、一語一句そのまま丸写ししたものから単純な言葉の代用による稚拙な言い換えまで、数多くの形態が存在します。剽窃の対象は、インターネット上またはその他の媒体で公開されているテキストに限定されず、同じ生徒または別の生徒により過去の試験セッションで提出され、公開されていない成果物の再利用も含まれます。絵画や音楽作品、またはコンピュータープログラムのコードをそのまま利用することも、剽窃とみなされます。生徒がテキストを暗記し、それを記述または口述試験で自分の答案に用いる場合や、資料を翻訳したものを評価に用いる場合も剽窃となります。

生徒をサポートするために教師ができること

- ・ 自分の学校の学問的誠実性の方針を確認する方法を生徒に周知する。
- ・ 学問的誠実性を文脈の中で考える：剽窃はなぜ問題なのか。誠実な学問的成果物に価値があるのはなぜか。
- ・ 学校の学問的誠実性に関する方針への違反行為は許されないこと、また、違反行為が招く結果について説明する。
- ・ 適切に引用を明示しなかったら罰則を与えるというアプローチではなく、要件を満たすことができた課題を高く評価するというアプローチを検討する。
- ・ 指導時間の一部を、指定した参照方式または参考文献目録の書き方の練習に割り当てる。
- ・ 最終課題やエッセイの下書きの提出を組み込んだ日程を立てる。いきなり最終版を提出させることは避ける。
- ・ 剽窃のさまざまな形態を生徒に示すための活動を計画する。
- ・ 疑わしい内容や出典が明らかにされていない内容が課題に含まれていた場合、インターネット上で相互参照を行うことを説明する。
- ・ 課題のトピックについては一般的なものを選び、できる限り興味深いトピックを選ぶ。
- ・ ロールモデル：日々の指導の中で、他者による成果物は彼らの功績として称えるようにする。

剽窃を防止するために生徒ができること

- ・ 自分の学校の学問的誠実性に関する方針を読み、理解する。
- ・ 課題に取り組むための日程と計画を慎重に組み立てる。
- ・ 成果物の作成中に参照したメモや資料を整理しておく。
- ・ 引用について疑問が生じた場合は、教師またはチューターの助言やサポートを求める。
- ・ 地図、図表、楽曲、映画、コンピューターコード、およびその他すべての資料について、どの言葉、アイデア、画像、作品が他者によるものなのかを明確に示すことで出典を明らかにする。
- ・ 他者の成果物を模倣したり、その一部を改変したり、言い換えたり、翻訳したりした場合、その出典を明示する。
- ・ 使用した情報は本文中で出典を示し、教師またはチューターが同意する参照方式を用いて参考文献目録に漏れなく記載する。

IB が定める参照についての期待事項の詳細は、[IB 資料（英語版）『Effective citing and referencing（効果的な引用と参照）』](#)を参照してください。

付録 4：調査用の陳述書テンプレート

このセクションでは、生徒による学問的不正行為および学校による不正または過失について IB が実施する調査の一環として記入しなければならない陳述書の公式テンプレートを提供しています。

4.1 学校による不正または過失

学校教職員用陳述書

4.2 生徒の学問的不正行為

コーディネーター用陳述書

教師用陳述書

試験監督者用陳述書

志願者用陳述書